

第四十回国会
衆議院

石炭対策特別委員會議録 第二十四号

昭和三十七年四月九日（月曜日）

午前十時二十三分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君
理事岡本 茂君 理事始岡 伊平君
理事岡田 利春君 理事多賀谷貞徳君
池田 清志君 小沢 辰男君
龜岡 高夫君 倉成 正君
藏内 修治君 白濱 仁吉君
瀬戸山三男君 徳安 實蔵君
中村 幸八君 藤田 義光君
井手 以誠君 田中 武夫君
滝井 義高君 渡辺 徳蔵君
伊藤卯四郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 佐藤 榮作君
労働大臣 福永 健司君
出席政府委員 森 清君

通商産業事務官

（石炭局長） 今井 博君
通商産業業務監 八谷 芳裕君
（鉱山保安局長） 大島 靖君
労働基準監督官 大島 靖君
（労働基準局長） 三治 重治君
労働事務官 三治 重治君
（職業安定局長）

委員外の出席者

通商産業技官 久良知章君
（大臣官房審議官）
通商産業事務官 小林 健夫君
（鉱山保安局管 理課長）
運輸事務官 高橋 末吉君
（鉄道監督局 有鉄道部長）

日本国有鉄道参 白崎 正義君
（營業局貨物課 長）
参考人 田口 良明君
（石炭鋳業合理 化事業副理事 長）

四月九日

委員小泉純也君、澁谷直蔵君、周東 英雄君、館林三喜男君、濱田正信君 及び南好雄君辞任につき、その補欠 として藤田義光君、池田清志君、徳 安實蔵君、小沢辰男君、龜岡高夫君 及び瀬戸山三男君が議長の指名で委 員に選任された。

同日

委員池田清志君、小沢辰男君、龜岡 高夫君、瀬戸山三男君、徳安實蔵君 及び藤田義光君辞任につき、その補 欠として澁谷直蔵君、館林三喜男 君、濱田正信君、南好雄君、周東英 雄君及び小泉純也君が議長の指名で 委員に選任された。

四月六日

産炭地域振興事業団法の早期制定に 関する陳情書（東京都千代田区平河 町二丁目六番地全国鋳業市町村連合 会長坂田九十百（第六五二号））
石炭政策変更等に関する陳情書（福 岡県鞍手郡宮田町大字上大隈六百四 十七番地貝島大之浦炭礦労働組合竹 下凌治（第六七六号））
石炭産業安定対策確立に関する陳情 書（長崎市袋町三十一番地長崎県町 村議會議長會長別当勝三（第七四三 号））

産炭地域振興対策確立に関する陳情 書（福岡市薬院堀端七丁目百二十三 番地福岡県町村議會議長會長野見山 麻邦（第七四四号））
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件
鉱山保安法の一部を改正する法律案 （内閣提出第一二四号）
石炭鋳業合理化臨時措置法の一部を 改正する法律案（内閣提出第七六号）
石炭鋳業安定法案（勝岡田清一君外 二名提出、衆法第一九号）
炭鋳労働者の雇用安定に関する臨時 措置法案（勝岡田清一君外二名提 出、衆法第二〇号）

○有田委員長 これより会議を開きま

す。この際、参考人の出頭要求に関する 件についてお諮りいたします。た だいま本委員会において審査中 の、内閣提出、石炭鋳業合理化臨時措 置法の一部を改正する法律案につい て、本日、石炭鋳業合理化事業副理 事長田口良明君の出席を求め、意見を 聴取したいと存じますが、これに 御異議ありませんか。

○有田委員長 御異議なしと認めま

す。よって、さように決しました。

○有田委員長 内閣提出、石炭鋳業合

案、勝岡田清一君外二名提出、石炭鋳 業安定法案及び炭鋳労働者の雇用安定 に関する臨時措置法案を議題として質 疑を行ないます。

○井手委員 今までも何回も石炭対策の

審議が行なわれておりますが、重複を 避けたいと思っておりますので、委員会の会 議録を一応読んで参りましたが、もし 重複した場合はお許しくださいと 思っております。

○佐藤國務大臣 昨年の年末融資、特

に中小炭鋳向けの特別ワケを設けまし て融資をいたしましたのでございますが、 実は私その実績がどういうことになっ ておるかよく存じておりません。まこ とに申しわけございません。

○井手委員 私は、大臣の都合があり

ますから、主として大臣に効果的に質 問いたしたいと思っておりますが、補佐する 事務当局が来ないではさっぱりであり ますが、どうなっておりますか。

○佐藤國務大臣 今すぐ参ります。

○井手委員 それでは労働省に先にお 伺いをいたしますが、例の炭鋳に対す る最低賃金制の問題は、あらためてそ の必要を認めて委員会を設けることにな っておると承っております。しか し、じんぜん日を送っては、この緊急 な石炭対策、雇用安定には間に合いま せん。一体いつごろその結論をお出し になるよう労働省ではお考えになつて おりますか。

○大島政府委員 ただいま先生御指摘

の通り、去る三月三十一日に中央最低 賃金審議会におきまして、石炭鋳業に おける最低賃金制は望ましいと認めら れる、並びに、これが具体的な問題の 検討にあたって専門部会を設置するこ と、こういった趣旨の答申が労働大臣 に出されたのであります。これに 基づきまして、政府といたしまして は、早急にこの専門部会の設置の手続 を進めておるところであります。具体 的にこの専門部会におきまして、各般 の石炭最賃の問題を検討されるわけで あります。現在事務当局におきまして 石炭鋳業における賃金の詳細な実情 を、先般来調査いたしております。そ の調査の結果が全国から集まって参り ました。大体四月の半ばころから逐次 集計の結果が判明して参るだろうと思 います。その結果を参考にしながら、 専門部会で具体的に検討を進めて参る わけであります。いつごろまでに結論 が出るかという時期の点につきましては は、ちよつと申し上げかねるわけでご ざいます。専門部会としても、おそ

いまするが、なかなかそう参らぬ場合もあろう、こういふことも考えられる。そこで私といたしましては、今井手さんはいつごろまであるべきであると思ふかというより意味で御質問でございますが、いつまでであるべきであるといふところまでは、ちょっと答えにくいのでございます。なるべく早いことが望ましいという、少し言葉は違ふのであります、若千弱い表現にならうかと思ふますが、権威者がそろりとこの専門部会に敬意を表してのことで、ただし、今も井手さんのおっしゃいますような点等がございまして、この専門部会に對しましては、私はいつまでであるべきであるという言葉は使いませんが、国会でこの種の論議があるといふことは、適當な方法において伝えたい、そして促進をはかりたい、こういふように考えます。

○井手委員 石炭対策の重要な三本の柱の一つでございますから、何として私はその方針を承つておきたいと思ふます。ただ初めから呼んでおりました通産大臣に緊急の質問がございまして、一つ福永さんの腹が固まるまで、しばらく時間をかしたいと思ふます。

通産大臣にお伺いいたします。今回の石炭対策の一つとして、原料炭の開発を大臣は非常にお考えになつておられるのであります。原料炭を昭和四十年ごろには、今の五千五百万トンの一般炭の出炭とは別に、年間五百万トンぐらいの開発、出炭したいという計画もあるように承つておるのであります。通産省の原料炭開発に對する計画をこの際承つておきたいと思ふます。これは今後の石炭対策、積極的な前向きな対策として非常に必要でございまして、あとでなお、有明海開発について特に

お伺いをいたすつもりでございまして。○佐藤國務大臣 今回閣議決定をいたしましたその中の一つ、積極的な方向として、原料炭の開発というところを取り上げております。これがたゞいま言われまます五千五百万トンのワクの外だとか内だとかいふ議論があるようでございますが、その議論は過日も申し上げましたように、問題は合理的な経済性のある炭であるならば、これはぜひともほしういふので、こういふことを実は申し上げておりますので、その合理的な経済性のある炭が出てくれば、五千五百万トンにとらわれない、かように御了承をいただきたいと思います。原料炭は、すいませぬねになりました原料炭は、すでに御承知のように、外炭を一千五百万トン以上買つておると思ふます。これを国内でまかない得るといたしましてどの程度可能か、いわゆる強粘結炭はなにも、強粘結炭と弱粘結炭との混用によつて目的を達する場合等もございまして、いろいろさういふものも検討いたすわけでございまして、まだ数字がまとまつておるわけではありませんで、これから原料炭の開発計画を一つ進めてみよう、こういふことでございまして。大体統計上の数字から申せば、五百万トン程度は外炭を国内炭に振りかえ得るのじゃないか、こういふ感じがしておられます。さういふ量は一応数字の上から出てきます。これがはたして合理的な経済性のある炭になるかどうか、ここを一つ十分考えたいと思ふます。従ひまして、勞使双方にさういふ意味の開発計画に御協力を願ひます。政府側といたしまして、今後の出炭計画等については特別な融資方法なども考えなければならぬじゃないか、かように思ふますが、いずれに

たしましても具体的な計画を進めて、そしてそれを国内炭に置きかえ得るよう一つ努力して参りたい、かように考へておる次第であります。

○井手委員 石炭局長にお伺いをいたします。その原料炭開発は、どこを予定されておるのか。私の調べたところでは、有明海、海底炭、この開発が一番有望であると承知をいたしておりました。可採炭量四十億トンとも言われておるようであります。この有明海、海底炭開発四十億トンのうち、七割以上が原料炭であると私は承つております。従つてその開発は、老朽化した筑豊炭田、唐津炭田にかわるきわめて有望なものである。勞務対策からいって、經驗のある今の炭鉱の労働者をそこに振り向けるということ、外貨を節約して、今大臣のお話のように五百万トンを開発するといふようなこと、それらを考えますと、一石三鳥のいい案であると思ふのですが、全国的な原料炭の賦存状況あるいは開発内容、特に有明海、海底炭開発についての調査はもうすでに終わつておると思ふますから、この機会にお伺いをしておきたいと思ふます。

○今井(博)政府委員 原料炭の開発につきましても、現在新鉱開発計画として一応われわれが検討いたしておる炭鉱名は八件、八カ所でありまして、有明の有明、松島、古河、柳川、三井、山門、南大夕張、清水沢、柳川、以上八カ所につきましても、新鉱開発計画を今検討いたしております。御指摘になりました有明海は、そのうちの三カ所でありまして、有明と申しますほかに、先ほど申しました中で柳川、

三井山門、この三カ所がいわゆる有明炭田の原料炭開発計画でございまして、このいわゆる有明と申しますのは、現在日鉄鉱業がすでに縦坑を二カ所開き、おる個所でありまして、これは三十九年度には着炭をいたしまして、およそ二百万トン程度の出炭規模の炭鉱にならうかと思ふます。それからほかに、今申しました柳川、三井山門、この件は現在まだ、ことに三井山門につきましても、これは戦争中に一応着手しまして、水が出た経緯等もございまして、最近の開発技術をもつてすれば、十分開発ができるのじゃないか、こういふふうに考へておりました。これは年間やはり百五十万程度の出炭規模の山には十分できるのじゃないか、こう考へておりました。それから柳川につきましても、これは非常に有望な炭田でございまして、御承知のように、上の方は相当美田でございまして、やはり鉱害等の関係も考へて、はたしてどの程度の経済的な出炭ができるかという点を現在検討いたしております。これも有望な炭田の一つであると思ふます。従つて有明の炭田につきましても、現在日鉄鉱業が着手いたしておる三井山門、柳川、この三カ所に重点を置いて開発計画を検討したいといふつもりでございまして。

○井手委員 その三カ所のほかに山口の広籠田にわたつて私は開発ができると思ふのですが、もしそうなりますと、どのくらい可採炭量になるのか。三十四年度から調査を始めても、もう調査は進んでおると思ふますが、私の聞いたところでは、四十億トンの

七割以上は原料炭であると承つておりますが、いかがですか。

○今井(博)政府委員 ただいまの調査では、賦存量としては約四十億トン程度という調査の結果が出ております。そのうちの約三分の一ないし四分の一、可採炭量としてはその程度ではないかと思つておりました。

○井手委員 その大部分は粘結炭でございませぬか。

○今井(博)政府委員 そうでございまして。

○井手委員 大臣お聞きのこと、きわめて有望な原料炭の開発であると思ふのであります。ところが、あいにくこの未開発炭田が、今の日鉄の關係はすでに開発に着手されておりましたが、そのほかのものは未着手のものがあるやうです。さういふものをほんとうに開発しよう、国の立場でやろうとするならば、この開発の機構というものを、民間会社にまかせずに、公団その他の構想によつてやる方法はないのか。ただ自分が先に発見したからといって、先願主義でその民間会社にまかせるといふことだけではないか、と思ふのですが、さういふ開採計画に對する構想はございませぬか。

○佐藤國務大臣 いろいろ御意見がございましたが、私も、ただいま民間企業によつて開発する、これを本筋と考へておるのでございまして、民間企業で開発するに對して、支障ありやいなや、またその支障はどういふように排除していくか、こういふことを第一段に考へるということでございますので、今お話しになりましたやうな突進んだ開採計画、これはたゞいま持つておりました。ただ、御指摘になりますように、

鉱区の問題がしばしば論議されますので、こゝろの点について行政指導がどの程度可能でございますか、わかりませんが、積極的に指導をいたしまして、開発を伸ばしていくように、政府も十分協力するつもりでございます。

○井手委員 公団のごとき構想のものは先の問題にいたしまして、それでは、今回の石炭対策の一つとして取り上げられましたこの原料炭の開発については、積極的にこの三十七年度から計画をお立てになるおつもりでございますか。その点の熱意を承っておりますか。

○佐藤国務大臣 たいだいま御指摘になりますように、これはぜひとも積極的に取り上げたい、かように考えております。

先ほどは労働省所管の最低賃金についてのお話が出ておりますが、私は閣議決定を二年、昨年もほぼ同様のもの、今回はさらにその内容を充実したものを閣議決定をいたしております。

これは時期的その他からおかれておる感が非常に深い。こゝろのことでは相なるまいと思つて、さらに積極的にいたすべく、すでに閣議においてもその発言をいたしておりますが、私も実際の問題としてその衝に当たる者が積極的に問題の解決と取り組む、この気持であります。

○井手委員 時間がありませんから、十一時までの間にいたしたいと思います。三十七年度からの出炭計画あるいは千二百円のコストの問題、石炭価格引き下げの問題、これはすいぶん論議されたことでございますが、これを決定なさる石炭鉱業審議会でございますが、これがややおくれているように感じますが、いつお聞きになる御予定でございますか。その時期というの

は非常に重要でございますので、一つ大臣の腹案をお示し願いたいと思つております。

○佐藤国務大臣 ややおくれているという意見がございしますが、私どももいたしましては、もう三十七年度に入つておる次第でございますから、千二百円下げの問題もすでにきまつていなければならぬ、ただ今回は、やや時期的におくれている感じも実はいたしておるのでございします。それはむしろ好意的な考え方でと御了承いただきたいと思つておりますが、そういうことがござい

ますが、最近閣議決定も、いろいろ問題が重なりつございしますから、できるだけ早目にいたしたいものだと思つております。ただいま、御承知のように春闘なども提起されて、ちよと賃金の交渉中でございますので、こゝろの点もございしますので、こゝろの開催の時期等はそれと十分にらみ合わせていかなければならぬらうと思つております。

ただいまいつのことだと思つて、月がかわれば、もちろん開かないと需要者側に対しても不安定の状況でございしますので、できるだけ早く開きたい、こゝろの気持でございます。

○井手委員 四月一ぱいではございせんか。五月になつてからですか。四月中にはやや無理じゃないかな、こゝろ感じがいたしてございします。

○井手委員 重ねて伺いますが、千二百円の引き下げは、これは目標として堅持したいと再三あなたからお話がありますが、しかし物価の値上がりは考

えなければならぬ、無理はしたくないというお話も承つておるのであります。こゝろの点に理解してよろしゅうございしますか。結論的に伺つたいのは、千二百円の炭価引き下げは堅持していくけれども、物価の値上げの分については別途考えなくてはならぬ、これは別だ、こゝろの点に理解してよろしゅうございしますか。たとえ

ば今まで物価は三百円上がった、坑木代その他が上がった、その分だけは先に延ばす、こゝろ理解してよろしゅうございしますか。そうでなければ炭価側に無理がいきますから……

○佐藤国務大臣 ちよとニュアンスが違ふかと思つて、私どもが申し上げております千二百円下げ、これは物価の問題は総合的に考えてみなければならぬと思つて、どうも安く

なつたものはないんじゃないかとやわれり目だらうと思つて、いろいろ勘案してきめていかなければならぬ。そこで上がったものだけを抽出して、それでこれはもうどうしようもないのだ、こゝろの点に理解してよろしゅうございしますか。たゞ私が申し上げておるものは、千二百円下げというものは三十八年までに実現する金額でございします。

今問題の石炭鉱業審議会でございます。その問題が一つあるわけでございします。そういうことを考へて、あまりきつことにならないようにこゝろの気持

はございしますけれども、こゝろの点に考へる方法、時期的な問題でもある程度調整の方法はあるのではないらうか。いろいろのものを意味していろいろの、私の気持でございします。だから今井手さんが言われるように、坑木

ははつきり上がったじゃないか、この上がったところのものは、千二百円下げの際には予定しなかつたものだから別にしてくれ、あるいは電力料金しかり、あるいは賃金の引き上げしかり、こゝろ言われると困るのでございします。そこらも少し——同情はいたしておられますけれども、これは別だとしておられますと、議論が分かれて参ります。ただ時期的な問題で、三十八年度までに合理化の目標を達する。そこに幾分か時期的なゆとりがある、かように御承知いただいてもよろしいかと思つて、こゝろの点に考へ方でございします。

○井手委員 石炭局長にお伺いします。三十七年度も予定通り二百五十円下げるということになると、相当の赤字が出るというわけでおるのであります。トン当たり三百円前後の赤字が出るというわけでおるのであります。それはどの無理ができるかどうか。物価の値上り、予想しなかつたものだ。三十七年度は赤字が出るでしょう。

○今井(博)政府委員 これは、一番問題になりますのは、スクラップをいたしました場合のスクラップの費用を一体原価に全部繰り込むかどうかというところが、非常に赤字が大きくなるかならぬかのポイントでございまして、これはやはり特別にたな上げして、ある程度長期に繰り延べて償却する、こゝろの考へ方になります。それがど

の辺のところで繰り延べ償却することゝが妥当か、こゝろの点を今金融関係者とも打ち合わせておまして、こゝろのことを詰めますと、今言われました三百円というものは、最大限何もかも入れた赤字でございしますので、現在常識的に見た場合のこゝろの償却の仕方

を考へて、どの程度赤字になるかという点で詰めていかなければならぬと思つて、その辺がまた議論の分かれるところでございます。こゝろの程度赤字かという点については、こゝろの数字を申し上げる段階に至つておりません。

○井手委員 大臣にいろいろお聞きしたいのですが、事務当局がおくれたために十分な賃金ができませんで、午後後に保留をしておきたいと思つて、大臣、どうぞお聞きください。

労働大臣前の方に出た下から、二十分ばかり時間がございしたから、腹もそろそろ固まつたと思つたのでお伺いをいたしたいと思つております。審議会の意見を聞くというものは、専門家の知識が必要である、政府だけできめることはおもしろくないので民主的に専門家の意見を聞く。しかし、それがいつごろまでにはほしいというものは、他の審議会でも委員会でもあるのであります。慎重々々で、いつお申し度もいい、権威者だからその意見を尊重して、半年も一年も延びていいというものではないはずで、これはいつ必要であるから、いつごろまでに答申を願いたいというのが普通です。大臣は議連の委員長も長くなつておつたし、その点は万々承知のはずだと思つて、今大事なこの石炭対策に、それ

が急いで六月ごろまでに答申を得て決定しようというこの段階に、これは別だから慎重にやりたい、権威者の意見も聞きたいということでは話にならないのです。それで、かねて炭鉱労働者に熱意があると言われておる福永労働大臣の気持が、変わったのではないかと疑いたくなる、いさ少し熱意のあるところを示してもらいたい。もう出

ておる。こゝろの点に理解してよろしゅうございしますか。こゝろの点に理解してよろしゅうございしますか。こゝろの点に理解してよろしゅうございしますか。

こゝろの点に理解してよろしゅうございしますか。こゝろの点に理解してよろしゅうございしますか。こゝろの点に理解してよろしゅうございしますか。

こゝろの点に理解してよろしゅうございしますか。こゝろの点に理解してよろしゅうございしますか。こゝろの点に理解してよろしゅうございしますか。

こゝろの点に理解してよろしゅうございしますか。こゝろの点に理解してよろしゅうございしますか。こゝろの点に理解してよろしゅうございしますか。

ておらなければならぬはずで。それがまた、今度は専門部会にかけるといふ。それじゃ専門部会はいつ答申をやるか。もう条件はそろつてゐるじゃありませんか。調査もでき上がった、権威者ぞろいである。そこにかければ、無理すれば、一週間十日あれば、ある程度の結論が得られるはずですよ。それを最大期間考えて、五月一ぱい、あるいは六月半ばかりつか知りませんけれども、そのころには政府が出してくれと言ふなら、出せぬはずはないので。どうですか。

○福永国務大臣 なるべくすみやかにということにつきましては、私も強くそう考へておる次第でございます。ただなるべくすみやかということが、現実にうまくいかせるということになるかどうかは、なかなかそこいらの点がむずかしいのじゃないかと思つてございませぬ。この例がそのままではまるとも考へませぬけれども、別の事情でございませぬが、先般の国鉄関係の年度末手当の場合におきましても、なるべく早くということで動力車と早いところ妥結したところが、国労の方にうんと怒られてしまつて、ああいうような問題にもなつたというやうな、これは問題に違ひませぬけれども、急ぐからといって、なかなかそこいらのところの呼吸というものは、むずかしいのじゃないかと思つてございませぬ。

井手さんも御承知かと思つて、三月三十一日に中賃の総会をやりましたときに、総評から出ております岩井委員から中山会長に対して、早急に専門部会での結論を出さなければならぬが、いつごろに出るのであるかという意味の発言があつたときに、

たしか中山さんは、問題の複雑困難性にかんがみていつごろまでとは言えないけれども、なるべく急ぐようにしたいというやうなことを答へておるやうなわけでございます。先ほど来たびたび、はつきりしたことを申し上げないといふのでおしかりを受けるのでございませぬが、労使公益三者のそれぞれの権威者をお願いを申し上げて、この専門部会を持っていたらどうかにつきましては、私といたしまして、いつまでにとりやうなことでございませぬ。損じたりいたしますと、かえつて結論の出るのが思つたやうにいかないといふやうなこともないと言へない、あると申しますが、その辺も考へましても、権威者であるだけに、この問題が非常に急を要するといふこともよく知つた人々でございます。そしてまた部内でも、今申し上げましたやうな質疑応答等も行なわれておる。ことに国会では、本日の井手さんの御質問を初めといたしまして、多くの皆さんからそういう御意見の御開陳があるわけでございます。これらにつきましても、国会においても論議はかような次第であるといふことが向うに伝わるやうに私はいたしたいと思つてございませぬ。先刻来申し上げておりますやうに、いろいろそういうことを考慮いたしますために、明確に何月の何日ごろまでにとりやうなことは私申したいのであります。しかし、今のやうな質疑応答がしばしば繰り返されておるといふことによつて、専門部会も大いに考慮をされ、こゝろの点にも意を用いて、すみやかなる作業をしていただけて、すまやかなる期待をいたしておる次第であります。

○井手委員 何事もやはりめんどというものがあつては、秋でいい、来春でいいというやうなことでないはずで。だから政府はこゝろいふやうにしてほしいといふ一応の時期というものは表明されたら、別に権威者のごきげんを損ずるやうなことにはならぬと思ふ。そんなつむじ曲がりの方は、権威者にはおられぬと思つて。政府はいつまで答申がほしいといふことは、言へるはずで。そのめんどによつて審議がゆつくりされるか急いでされるか、いろいろあるでしょう。何も徹夜してやれとは私は申しておりませぬ。しかし、それは条件がそろつておる。調査が進んでおるので、それから、複雑な事情があるとは言へ、めんどまで言へないはずではないですよ。大体政府、福永さんはいつごろまでにほしいと思つていらつしやいますか、それだけでいいです。

○福永国務大臣 いろいろまでというものは、先ほどから申し上げておるやうな次第で申し上げたいのであります。が、しかし切実な事態にありませぬが、産業全体についてのいろいろの安定施策の推進全体を考へましても、やはりあまりにちぐはぐになるのはいかかかと思つて。従つてできるだけ足並みをそろえたい、そういうやうなタイミング関係等から申しますと、ある程度常識的にこんな見当であらうといふのが出てくるわけでありませぬ。それを何月何日というやうなことを言わずに、専門部会も感じてすみやかなる作業をしていただけるやうなことに進めたい、こゝろいふやうに考へておる次第でございます。

しからばそのタイミング関係からいつていつだ、こゝろいふやうに井手さん

ん多分井手さんすぐお開きになるだらうと思つてございませぬが、そこら辺は一つまあお開きにならずに、いろいろ井手さんがおつしやつておられることでも私もそうわからぬのじゃございませぬので、先ほどから申し上げておるやうな通り、井手さん、言えとおつしやいますけれども、私自身は何月何日までということ、この専門部会の発足にあつてそういうことを言うてしまふと思つて、かえつてすみませんと思つておる。従つて専門部会が始まると、今申し上げたやうなことが効果的に現われてくるやうなことは、私は私なりにやつていきたい、こゝろいふやうに存じております。

○井手委員 わかつておるつもりだといふことでございますから、もう一点だけにとめておきたいと思つて、それから、政府の石炭対策がきまるころには最賃の方も答申を得たいといふ希望を持っておる、そういう腹であると思つてよろしうございませぬか。

○福永国務大臣 そのままでございませぬと申し上げると、そのほかにも付随して、全面的にいろいろ肯定したかのやうなことで、あとでまたおしかりを受けるといけませんので、念のために少し注意してものを申し上げておきます。まあ、今おつしやいましたことと、それ遠くないやうなことに私は考へておるわけでございます。なるべく早くといつても、来春というやうなばかぬことではないだらうと先ほどもおつしやいました。まさにその通りに私は考へておるのでございませぬ。その大差はな

いつもりでございますから、御了承をいただきたいと思います。

○井手委員 労働大臣は石炭対策の決定と前後して答申を得ることが望ましいといふ腹のやうに承りました。まあ、しよろがございませぬ、それでいつていつてございませぬ。

石炭局長にお伺いをいたしますが、昨年の中小鉱に対する年末の緊急融資の実績はどうなつておりますか。

○今井(博)政府委員 中小金融公庫と商工中金の関係を分けて御答申申し上げますが、中小金融公庫の關係は、件数は全体で百十八件で金額は九億九千六百万円、これは昨年の十二月末の数字でございます。それから商工中金關係は七十五件で五億四千九百万円、合せて件数としましては百九十三件、金額は十五億四千九百万円、これは昨年の十二月末の数字でございます。その後中小金融公庫の關係では約二億程度と金額の確定した数字については詳細ななが入つておりませぬが、約二億円の追加があつた、こゝろいふやうにお考へいただいてよろしいと思つておる。

○井手委員 融資のワケは幾らでございませぬか。

○今井(博)政府委員 全体で十五億でございます。

○井手委員 三十七年度の需給計画については、今後石炭産産審議会で検討されるであらうと考へておられますが、聞くところによりますと、大手筋は増産によるコスト引き下げを行なうために、非常に増産体制が進んでおると承つておるのであります。けつこうなことでございませぬが、そのために中小鉱にしわ寄せになることはまた

好ましくないこととございます。新聞の報道なんかによりますと、一応五千万トンあるいはそれ以上になる可能性もあるといわれております。そこでお伺いしたいのは、五千万トンにおける大手と中小の炭の出炭計画はどうであったのか、あるいは増産計画はどうか、あるいは進んでおられるのか、またさういふふうに予定以上に出した場合には、どんなふうな行政指導をなさるつもりなのか、それらの点をお伺いいたします。

○今井(博)政府委員 五千万トンの出炭計画の中で、大手、中小の比率は、大手が約三千八百万トン、中小が千七百万トン、合計五千五百万トン、この計画でございますが、三十七年度の出炭計画がどうなるかという点につきましては、新聞等で六千万トン以上になるといふふうなことがいふ出しておりますが、われわれはさういふふうに考えておりません。現在の会社のいろいろな希望計画というものは別にしまして、現実には掘れるだけ掘ってみろというのをやってみまして、まあ五千万トンから八百万トン程度、これがせいぜいじゃないかというふうに大ざっぱに考えておられるわけでありませう。しかしこの中には、ストライキの問題もございませうし、災害等の問題もございませうし、実際の出炭の数字はそれよりも下回るといふふうにわれわれは考えておられるわけでありませう。この点は、過去の出炭計画をとりまして、いろいろな実績を積み上げました場合におきましても、常にさういふ問題が起こっておられるわけでございますが、過去におきまして、会社の提出の計画が非常に多かった。たとえば三

十六年度におきましても、会社から提出を求めました数字を全部合計いたしましたときは、六千一百一十万吨という数字が出たわけでございますが、これが、実績としましては五千四百八十八万吨というふうな実績ははなはだなり少うございませう。さういふ問題がございませうので、新聞等に出ております数字がそのまま出炭計画になるというふうには考えておられないわけでありませう。この場合に、大手と中小をどういふふうに見るかという点は一つの問題でございます。特に大手炭鉱からこのたびいろいろ第二会社その他で中小炭鉱に移った山もございませうので、さういふ意味からいいますと、この千七百万トンという中小のワクは、あるいは若干ふくめるのじゃないかというふうに見ておられますが、いずれにいたしましても、新聞等に出ておりますよう非常膨大な数字になるといふことは、現在のところはわれわれとしては想定いたしておりません。

もし中小に入れるとするならば、そのワクを変えるべきではないか。この点の行政指導の方針というものを、やはりはつきり確立しておく必要があると私は考えるのであります。ストによる減産というのは、今までは年間百五十万トンか二百万トンというふうな予想があつたのでございませう。しかし、今日の労使の現状から申しますと、ストによる減産といふことはあまり予想はできないのじゃないか。それをあわせ考えますと、私はさう甘いものではないと思ふ。増産も予想しなくてはならぬと思ふのです。その点はどういふふうに指導なさるつもりであるか。大手は三千八百万トンだ、その中で操作すべきである、各会社間で操作を行なうべきである、中小は千七百万トンで操作をすべきである、第二会社はどうすべきであるという、確固たる基本方針がなくてはならぬと思ひますが、その点はどうですか。

○井手委員 過去の実績はさうであつたかも知れませんが、私は今後はさう甘いものではないと考えるのであります。増産によつて炭価を引き下げていこうという気配が非常に強いし、またそれだけの体制を持つておられる。三池などの場合を考えますと、私はかなり増産といふことも考えねばならぬと思ふのです。その場合に、大手は資本を擁してどんどん増産ができる。さうすると、中小にしわ寄せがくる。その場合にはどうするかというのをやはり考へておかねばならぬと思ふ。いま一点は、ただいま御答弁の中にもありましたが、第二会社といふものを、大手に入れるのか中小に入れるのか、これはやはり大手の中に入れるべきではないか。

むしろ中小に入れさせるよりは、逆に大手にしわ寄せられるという結果になつておられますので、この点は過去の何からいいたしますと、中小にしわ寄せさせて考えるということにはならないんじゃないかと思ひます。

○今井(博)政府委員 もちろんこの中小関係、これは一応のワクでございませう。実際には大手の系列会社は、大手が自分の生産をどうするかということとを考へるべきだと思ひますので、これは一応形としては中小のワクという計画になります。実際には大手が自分の系列会社についてはやはり大手のワクの一環として考へるといふ御指摘については、同感でございます。

それから今までの経過を見ましても、今までは出炭調整をやりました過去の経験から見ますと、大手が出炭調整をやりました場合には、大手だけがかぶつて、中小の方はそれとはほとんど無関係にやつておつたということで、出炭調整をしまして大手だけがかぶる。

形式的な分け方については、系列会社の方は中小炭鉱の方に入れて考えられることにならざるを得ないと思ひます。ただ実際的には、さういふものも含めて大手が生産調整をする場合にはすべきものである、さういふふうには考へておられるわけでありませう。

○井手委員 その中で最初に私がお伺いしました、先般岡田委員からの要求による第二会社、租炭炭鉱の資料はいつお出しになりますか。きょうでこの合理化法関係の質問を終わるようでありませうが、ぜひその資料がほしいので

○今井(博)政府委員 おおむねけつこうでございますが、ただワクの分け方として、やはり大手と中小との

○今井(博)政府委員 岡田委員の御要求の資料につきましては、一応取りま

○井手委員 事情はわかりました。ただ、第二会社なり租炭炭鉱なりという

詳細な数字が出てこない点もございませうので、一応その点は資料要求の中

ものの最近の性格は、非常に変わって
おるのであります。この点は、先般
井委員からいろいろと質問がござい
ました。私の郷里の周辺でも、非常
に著しい例が住友系の炭鉱にござい
ます。ここでは公にすることは遠慮
いたしませんけれども、第二会社なり
租賦炭鉱については、今般の石炭
対策にももろろんその一環として
載せられておりますが、これはき
わめて悪意に満ちた脱法行為で、
今般の炭鉱が、実際は賃金は坑内
夫で一万一千円弱、それからいろ
いろ差し引きますと手取り一万円、
それで生活ができませんので、哀
訴嘆願して二時間の時間増し、時
間外労働を最近やって、やっと一
万三千円程度の収入になつてい
るといふことが、福利施設とい
ふものがほとんどなくなつたとい
ふこと、こう考へて参りますと、
その後炭鉱はもとより労務費の、あ
るいは福利費の半分程度で上がつ
ておるといふことも言ひ得られる
のであります。そういうのが意識
的にあつたら、こちら起こつてお
る。その点、第二会社、租賦炭
鉱については十分御検討願ひたい
と思ひます。

もう一つお聞きしたいのは、これ
も何回も論議されておりますが、三
十六年度も終りましたから、この機
会にお聞きしたいのは、炭価は三
十四年度から三十六年度まで、三
十三年度に比べて幾ら下がりました
か。先般、臨時国会では八百五十
円といふことを承つておりましたが、
幾ら合理化によつて下がったか、
物価の値上がりなどによつてど
れだけの負担がかつたのか、その
点を数字だけでけつておる。

ごさいませんが、お答えをいた
だきたいと思ひます。

○今井(博)政府委員 非常に大
ざっぱに申し上げると、毎年二百
五十円ずつ下げてきた、こういう
数字になつておるのでございませ
んが、これは実は鉄鋼向けとか電
力向けとかいろいろものによつて
非常に違つて参つておる。平均
してどうなるかといふ数字が、
実は出ておりませんが、今般の
ところは計画通り二百五十円ず
つ下げて参りました。あと三十七
年度、三十八年度で二百五十円
ずつ下ければ、千二百円引き下
げの目的が達し得る、こういう
ことになつておる。電力向けと
鉄鋼向け、その他が違ひますの
は……。

○井手委員 それはいいです。そ
れで予定通り下がった。あと二
千二百円が引き下げになるわけ
です。

それじゃ三十三年度に比べて、三
十四年から今日まで三カ年間に、
幾ら物価が値上がりしたか、トン
当たりの数字で示したいと思ひ
ます。何回もお聞きした数字で
すけれども、もう三十六年度も
年度をこえましたから、この機
会に正確な数字を承つておきたい
と思ひます。

○今井(博)政府委員 トン当
たりの今の炭価における物価の値
上がりは、四百十五円といふ数字
が実は出ておるわけがございま
す。この点、今ちょっと資料で精
細な内訳のところを探してござ
います。四百十五円、あるいは若
干違つておる。あとで訂正させ
ていただきます。

○井手委員 そりしますと、今
までのところ、三十六年度まで
に合理化計画によつて七百五十
円引き下がりになつた。そして
さらに物価の点について四

百円——四百十五円でありませ
んが、端数はともかくといたしま
して、四百円以上のものが、労働
者にしわ寄せになりませぬ。炭
鉱の経営者の負担になつた、こ
ういふことになつた。七百五十
円と四百円、千二百円以上の実
質上の引き下げになつた、か
うに考へてよろしゅうございま
すか。

○今井(博)政府委員 ちよつと
先ほどの数字を訂正いたしますが、
物価の上昇にその他賃金の値上
がりとか、償却引当金の増加とか、
そういうものを一切込めた数字で
ございまして、物価の値上がりだ
けといふことになりませぬ。こ
の四百十五円から、たとえば労
務費の上昇とか償却引当金額、こ
ういふものを引かなければいけ
ません。そういうものを引いて考
へますと、四百十五円の中で主
要資材の単価の上昇は四百円、こ
ういふ数字が出ておる。これに
電力料金の改定によりまして十
六円の値上がりが出ておる。そ
の他のものを合計いたしますと、
ちよつと今正確ではございませ
んが、四百十五円からは約百五
十円程度は引かなければならぬ
と思ひます。正確に計算いたしま
してお答えいたします。

それからちよつとつけ加へさせ
ていただきます。たとえば坑木が
最近二〇〇%程度上がつておる
が、同時に原単位が非常に上昇
いたしてあります。あるいは電力
料金のつきましても、電力使用
の原単位といふものが非常に合
理化されておる。たまたま、た
まに賃金が上がつても、実はそ
れだけ負担増にならぬ、ある
いは坑本の値段が上がつただけ
そのまゝ負担増にならないとい
ふことになりませぬ。物

価の上昇の数字が出ましても、
それをそのまま企業が負担する
ことにはなりません。その辺の
ところも少しはをまかくやらぬ
と、実は正確な数字が出ませ
ぬ。そういう事情があることを
御理解いただきたい。

○井手委員 芸をこまかくや
りますと、労務費は合理化計画
では三・八%であつた、それを
こえるものはやはり物価政策の
結果ではないでしょうか。物価
が上がるから賃金を上げなければ
ならぬという悪循環が起つて
くる。それが横ばいだといふこ
とで、それが合理的な計画が立
てられた。それがいろいろな面
にはね返つておる。それが、
あなたのおっしゃる通りに、芸
をこまかくやれば、逆に政府の
責任だといふことになつてくる
ではありませぬか。その点は
またあとの機会に譲るといた
します。ちよつとご約束の時間
が参りました。なお時間が足り
ませぬので、午後には譲りたい
と思ひます。

○有田委員 滝井義高君。
法に關連して、少し技術的な
こともひつくるめて、将来この
法律を運営する上には、一つ聞
かしておいてもらいたいと思
つて、特に合理化事業団の田
口副理事長に来ていただいた
わけですが、まず政府の方から
お尋ねしたいです。

三十七年度から三カ年計画で
六百二十万トンの新方式による
合理化を進めるわけが、三十七
、三十八、三十九の三カ年間に
六百二十万トンを進めるわけ
ですが、石炭鉱山保安臨時措置
法では二カ年間で、保安の悪い
炭鉱を措置されるわけが、われ
われは両方とも一貫した合理
化計画だと思つておつたわけ
ですが、

年限が一方は三カ年、一方は
二カ年というふうな形をおと
りになつたのはどうしてでしょ
うか。もう二年すれば保安の
悪い炭鉱はなくなるという
ふうにお考へになつておるの
かどうかと、

○今井(博)政府委員 保安の
関係は、普通の合理化と違ひ
まして、保安不良の炭鉱は一日
も早くこれをやめさせなければ
ならぬ、あるいは改善させる、
そういう措置が必要だ、こ
ういふふうに考へまして、三
十六年、三十七年といふふう
に、実は二カ年で検討をした
わけが、

むしろそれでもまだおそい
ではないかといふふうな議論も
ある。私どもは、実際問題とし
てはやはり二年くらいかかる
であろうと思ひます。しかし、
どうしても二年で終わらぬ
保安不良の炭鉱については、
さらに続けなければならない
のだといふふうな情勢になれば、
さらにこの措置をどうするか、
また考へなければいけない、
こゝろに考へておる。

○滝井委員 私はやはり政府
が合理的な計画におやりにな
らうと思ひます。ちよつと、こ
ういふものはむしろ足並みを
そろえておいた方がいいのじや
ないかといふ感じがする。保安
の悪い炭鉱といふものは、掘
つていくにつれてだんだん採
掘条件が悪くなつていくとい
ふのが、日本の山の通則なん
です。そうしますと、あなた
の方で三十九年度まで六百
二十万トンの合理化をおやり
にならうとするならば、相当
上り山なんです。ですから、
最後はピッチを上げてくるわ
けです。無理してでも一人当
たりの出炭量をふやして行く
といふことになると、保安の
問題が出てくる。そのとき
になって、二年で保安の法律
が切れ

て、あと一年はともその法律はなくなつておる、またその法律を一年延長するといふならば、ほんとうは初めから三年にしておいた方がよかつた。しかし、これは法律が通つたのですから、私の質問する時期がちょっとおそかつたのでやむを得ませんけれども、足並みをそろえておいた方がよかつたのじゃないかという感じがするので、その点まず指摘しておきます。

次は、今後合理化の計画というものは、山をつぶすのに三つの方式が進行していくわけです。今までの旧買上げの合理化方式と、今われわれが審議をしていゝ新しい交付金を交付する合理化方式と、それから八谷さんの方の鉱山保安臨時措置の三つが進行するわけです。そこでこういう三つのものは全部、事務が田口さんの方で行なわれることになるわけです。今まで田口さんの方の事務が、たつた一つの今までの買上方式ではどうも進まない、なかなか事務がうまく進捗をしないということとで、おそろしく新しい保安関係の合理化と新方式が出たと思つて、しかし、依然として今までの買上方式というものは進行しつゝあるわけです。それならばならぬ、新しい方式が出てくる、鉱山の保安の方が出てくる、こうなりますと、一体今の合理化事業団の事務能力、機構等が応接いとまなきこの合理化の進行が、あなた方は事務の簡素化と能率化のためにどう改訂をやつたのだと思つて、それがうまくいく体制にあるのかどうかということ、石炭局長にも答弁願わなければなりませんし、実際に事務をやる田口さんの方の答へも、この際あわせてお聞きしてみたいと思つておきます。

○今井(博)政府委員 この点は確かにわれわれも当初非常に心配いたしましたこととでございますが、保安の方は、あらかじめ保安の悪い山というものは一応予定はいたしておりました、これについては特に調査しない勧告を進めておられますので、この点については事務量が非常に増加するといふふうには実は考へておりません。従つて、問題はやはり新しい方式の整理と従来の整理方式というものが重なる場合に、事業団の事務量が一体どうなるか、こういう点が一番問題かと思つて、この点は、従来の買上げの関係は、当初の計画では六十七万トンというものが三十七年度に持ち越された、しかもこれは従来からも申請が出ておりました、昨年の秋から緊急的に調査を始めるようにたびたびお願いいたしておりましたので、この点については相当調査事務が進んでおるのじゃないか、こう思つておられます。従つて、新しい方式について加わりまして、新しい方式については相当簡素なやり方をやることを前提にいたしておられますので、従来のような買取にあつた非常に複雑な調査事務というものが、事業団の仕事からある程度解放されるということになるので、その余力でもつてこの新しい方式に取つ組んでいただければ、これは相当こなせるんじゃないか、こういうふうに政府としては考へておられます。

○田口参考人 ただいまの石炭局長の御答弁になお付随いたしまして、私から関連事項について御答弁申し上げます。ただいま滝井委員からお話のございましたように、この三十七年度は、三つの買取方式がございますので、事業団をいたしましたとしても、この事務の錯綜を防ぐために、あらかじめいろいろな手を打つておるわけでありませう。第一は、旧方式の残でございますが、ただいま石炭局長からお話のありましたように、旧方式の残高につきましては、ただいままでに調査済みの炭鉱が約七割でございます。五十五万トンをすでに調査済みでございますので、旧方式の未調査の分はきわめて少ない数字になっております。それから第二の、鉱山保安臨時措置法による廃止勧告に基づく炭鉱の評価につきましても、すでに始まつておりますので、これがいわゆる第三のニュー・スクラップ方式のいわば先鞭をつけるという意味におきまして、これがスピード・アップに、また事務になれる意味におきまして、私もこの問題について真剣に今取り組んでおるわけでありまして、この第二の評価方式が第三の新しい方式のスピード・アップにかなり寄与するんじゃないかという考へを持っておられます。最後に新方式の調査でございますが、従来の方式とほとんど変わりがございません。御承知のように、連帯責任がございませぬので、できる限りこれが評価の能率を増進するというところに、私どももよりやく最近になつて自信が持てるような状況になつて参つたのであります。百二十万トンの新評価方式は、ほとんど事務の関係からは差しかえなないであろうという見通しをただいま持つておるわけでございます。

○滝井委員 今井さんの御答弁では、新方式でやるといふいろいろな複雑なことがなくなつて、非常に簡単になつたからといふようなお話もございましたが、どうも私は同じことじゃないかと

思ふ。ただ事業団の鉱業権者に対する連帯の責任というものはなくなつたけれども、やはりお金の他はみんな事業団が握ることになるわけですね。被害者が押しかけていくことについてはやはり同じだと思ふのです。事業団は、これだけしか金がありませんから、これでもう私の責任はない、あとには鉱業権者のところに行きなさい、こういうことになる。鉱業権者のところに行きなさいということになれば、田口さんのところには行かぬかもしれないが、今井さんのところに行くことには変わらないと思ふ。なぜならば、国が買上げたんじゃないか、国がつぶしたじゃないか、だから国が責任を持つて、こういう形になつてくる感じがするのです。そこでそういう感じがするところを少し詰めていきたいと思ふのですが、まず今までの買上方式、これは六十三万トンでしたか。

○田口参考人 そりです。

○滝井委員 全部の申し込みが一体幾らあるかということですね。これは今の六十三万トンのワケ外だといつて、われわれも、もうなくなつたのだといふので、相当の申し込みがあつたはずなんです。この申し込み総額は一体どの程度なんですか。

○田口参考人 ただいままでの申し込みは、別にまだ新方式の募集をしておりませんので、旧方式で申し上げますと、約二百二十万トンのワケ外がございませう。ただ最近の情勢から見ますと、このうちの少なくとも半分は新方式を希望しておるようでございます。今、今後は旧方式といはず、あるいは新方式といはず、申込人の自由にかかせるのが適当じゃないかというように考へておられます。

○滝井委員 そりすると、六百三十万トンのワケの中で、六十七万トン残つている。そのほかに百八十万トン、なお申し込みで、百八十万トンは新方式でよろしいと言つておられる。こゝろ理解して差しつかえありませんか。——そりしますと、政府の方では、ことし六十七万トンしか買わないわけでしょう、旧方式では、当初の予算の説明のとき、六十七万トン、こゝろおっしゃつたんですね。そりすると、六十七万トンというものは、旧方式でやつて下さいといふ一応希望があるわけですね。これは法律が死んでない、残つておるわけですね。これは旧方式でお買ひ上げになつて差しつかえなないわけでしょう。

○今井(博)政府委員 六十七万トンといふのは、三十七年度の計画でございますが、実際には三十六年度のずれ込みがございませぬので、実際に三十七年度買ひ上げるのは若干それよりもふえておるのであります。それから、予算的措置としましては、一応六十七万トン

の六十七万トンのワケ外がございませぬので、二百二十万トンを申しましたが、百八十万トンを希望する。それで、この中で約百八十万トンは新方式にかかりたいという希望があるやに聞いておられます。

で措置は終わっており、それ以上を、ずれ込みは別として、この方式で買上げるといふことは、制度としてはできませんが、予算措置としては裏づけがございせん。

○津井委員 これは森さんに尋ねることになるわけですが、法律があつて、そしてそれを希望した場合に、政府はやらぬといふわけにいかぬと思つて、すよ。ことはやらなくても、来年はやらなければならぬことになると思つて、私は合点がいかないのは、新方式でもいふと思つて、しかし、新方式といふのは底抜けなんです。

しりが抜けているのです。被害者といふのは、私はいろいろあつて全部詰めていきますが、もう泣かなければならぬ。行くところが無いのです。筑豊炭田から石炭政策などの撤退作戦をとり始める。そして、たとえば一億なら一億の交付金をもらったなら、その中で借金から退職金から鉱害から、全部片づけなさい、こうなると、もし一億五千万円の未払い賃金、鉱害、退職金があるとすれば、五千万円は鉱業権者が出さなければならぬ。ところが一山一社といふようなことで、もうこれから筑豊炭田を引き揚げていく。大手ならともかくとして、大手でも同じです。

が、この前私は言ったんですが、たとえば大手の炭鉱で、筑豊炭田全部引き揚げてしまふ。そうすると、その一億の金を投げ出して田口さんのところに預けて、あとはしり食らへ観音で逃げたてしまつたといふことになれば、被害者は東京まで来なければならぬことになる。これでは、あとでいろいろ質問しますが、困ることになるわけです。

そこで当然、これは旧方式といふのが法律に残つておるので、旧方式

のものが新方式に移るといふことは自由だが、同時に新方式から旧方式に移ることも自由でなければならぬと思つて、その両者が自由自在に、法律が残つておるのにやれない、それだけたら旧方式は全部削除されてしまつたらしい。法律が残つておるのに、政府として予算措置をしないといふことは、ないと思つて、だから、そのあとの方はまたやりませんが、そこを一つはつきりしておいていただきたい。

○今井(博)政府委員 先ほど田口さんからお答えになりました百八十万トンですが、申し込みがあるといふお話でございまして、これは別に受け付けたわけではございせん、その六百三十万トンといふのは、石炭合理化審議会に諮りまして、この方式で買上げるとは六百三十万トン、こういうふうになります。それをさきにふやすといふ措置でも講じない限りは、これに対しては受け付けたといふわけにいかぬわけです。従つて、申し込みはあつたけれども、田口さんの方では別にそれを受け付けられたわけではないのです。

それが六十七万トン残つておりますが、この六十七万トンにプラスすれば、これを合せて、これは新方式でいくか、あるいは従来方式でいくかは、申請者の一応自由意思によつてどちらへでもいける、こういうことになると思ひます。

○津井委員 新方式でいくか、旧方式でいくかは自由だ、こうなるわけですから、そうなりますと、われわれ被害者はどういふことになるか。鉱業権者に向かつて、あなたは新方式ではだめだ、旧方式でおいでなさい、こういふ権利があるわけです、国民としては、

そうして旧方式にいつた場合に、国が予算を組まぬといふ法はないといふのです。国は毎年一定の、たとえば今六十七万トンと三十六年度からずれ込んだきたプラス・アルファ、それと田口さんの言う旧方式で申し込んで、八十万トンの中の八十万トンは、まだ意思表明をしていないわけですが、八十万トンあるでしょう。そうすると、百四十七万トンといふものにプラス・アルファを加えたものがあるわけですよ。従つて、このものに対する予算措置は、最小限度政府は講じておかなければならぬ。少なくとも三十七年度に組まなければならぬ。石炭鉱業合理化審議会が言つたつて、国会がそういう要求をすれば、国会は最高の機関ですから、当然やらなければならぬのです。立法院がそういう要求をすれば、政府としては当然——法治国ですからね。法律が死んでしまへば別ですよ。これはやつておいてもらわぬと、これはあとでいろいろ質問しますが、あとでめんどうなことが起こつてくるわけですよ。だから、この点政府は一つここで——政府の諮問機関なん

か、われわれは一応ここでは問題外ですから、国会における議員と政府との関係で、政府がやるかどうかといふことを言明しておいてもらへばいいわけですよ。それでなければ、この法律の中で旧方式全部削除されれば、い。もう三十八年度からは条項は死にます、旧方式のところは死にますといふ改正をおやりになれば、またそれはそれで話が変わりますよ。しかしそれを残しておいてなるから、残しておいでになるならば、その予算はつけなければならぬですよ。これはあとで

大臣が来てから大臣に答弁していただいでいいですが、森さん、当然そうなるでしょう。法律が残つておるのに、その条文だけを勝手に死なせるというわけにはいかぬですよ。

○今井(博)政府委員 来年度もその従来の方式を残しましたのは、従来から受け付けておるその六十七万トンを三十七年度で買上げるといふことになつておりますので、その関係におきまして、従来の規定を実は残したのであります。従つて従来の買上げによる方式は、この六十七万トン、プラス三十六年度のずれ込み分だけ、その後のもは新方式で全部処置する、こういう考え方でございまして、ただその六十七万トンの分につきましては、新方式でやりたいといふ場合には、その方式によつてもいいといふことでございまして、従来の買上げの分を六十七万トン以上ふやすといふ考え方は、政府としては持つておりません。

○津井委員 そうすると、ことは六十七万トン残つたから仕方ない、しかし来年からもうやらないのだ、こういうことなんですね。三十八年度からやらないのだといふことでしよう。それじゃ、鉱業権者、被害者にどれが一番得かといふことを一つ御説明願ひたいと思ひます。今までの旧方式におけるトン当たりの買上げの基準と、保安措置法のトン当たりの買上げの基準と、新方式によるトン当たりの買上げの基準、この算出の仕方をここで一つ説明してみたい。そうすると、どれが一番いいかによつて、鉱業権者なり被害者は私は選択の自由を持たせてもらわなければならぬと思つて、保安のときはこれは命令ですから……。

○今井(博)政府委員 第一の保安関係は、これはむしろ保安不良の炭鉱に對しまして一日も早く処置しなければならぬといふ観点で、買上げとかそういうふうな考え方はなくて、これはもう価値がない、しかし未払い賃金とか、鉱害についていろいろ社会的な摩擦が起きちゃいかぬといふことで、むしろその部分を考えまして六百円という数字を実ははじいたわけがございまして、これはむしろ特殊な問題だ、こういうふうにお考え願ひたいと思ひます。

それから新しい方式と従来の方式との差は、従来の方式は鉱業権にプラスいろいろな鉱業施設を買い上げるといふことで、平均いたしますとトン当たり千三百円といふ実績に大体なつております。これに對しまして、新方式では鉱業権の買上げは、これはやや専門的になりますが、ホスコルド方式といふものを用ひまして、鉱業権はトン当たり八百円といふ数字をはじきました。それに坑道の評価をいたしまして、坑道を三百円、合計いたしましてトン当たり千一百円、こういう数字をはじいたわけがあります。従つて、これは買上げではございせんので、鉱業権を抹殺する、抹消することに對する整理交付金という形において事業団から交付する。従つて、従来買上げておりましたような鉱業施設、これは機械とか住宅とかそういうものがございまして、それは鉱業権者が自由に処分していい、こういうことに相なるわけがございまして、従来の方式が買上げであるといふことと、今回のやり方は整理交付金である、こういう性質から当然そういう差が出てくると思ひます。

○津井委員 新方式でいくか、旧方式でいくかは自由だ、こうなるわけですから、そうなりますと、われわれ被害者はどういふことになるか。鉱業権者に向かつて、あなたは新方式ではだめだ、旧方式でおいでなさい、こういふ権利があるわけです、国民としては、

○今井(博)政府委員 先ほど田口さんからお答えになりました百八十万トンですが、申し込みがあるといふお話でございまして、これは別に受け付けたわけではございせん、その六百三十万トンといふのは、石炭合理化審議会に諮りまして、この方式で買上げるとは六百三十万トン、こういうふうになります。それをさきにふやすといふ措置でも講じない限りは、これに対しては受け付けたといふわけにいかぬわけです。従つて、申し込みはあつたけれども、田口さんの方では別にそれを受け付けられたわけではないのです。

それが六十七万トン残つておりますが、この六十七万トンにプラスすれば、これを合せて、これは新方式でいくか、あるいは従来方式でいくかは、申請者の一応自由意思によつてどちらへでもいける、こういうことになると思ひます。

○津井委員 新方式でいくか、旧方式でいくかは自由だ、こうなるわけですから、そうなりますと、われわれ被害者はどういふことになるか。鉱業権者に向かつて、あなたは新方式ではだめだ、旧方式でおいでなさい、こういふ権利があるわけです、国民としては、

大臣が来てから大臣に答弁していただいでいいですが、森さん、当然そうなるでしょう。法律が残つておるのに、その条文だけを勝手に死なせるというわけにはいかぬですよ。

○滝井委員 それならば、旧方式で鉱業権だけを出したら幾らです。

○今井(博)政府委員 同じく八百円という数字をばはじておられます。

○滝井委員 そのりますと、鉱業権者としては旧方式ならば千三百円、新方式の方は千四百、二百円違うわけです。トン当たりで二百円ですからこれは相違ないなつてくるわけです。そうすると、鉱業権者としては一体どっちを望むかという、多い方がいいと思ふわけです。これは一年生でもわかるかと思ふ。千三百円と千四百円どっちがいいかといへば、千三百円の方がいいことはこれはもうきまっています。しかも千三百円の場合は、金が多い上に、今度は合理化事業団というものがあつて、その裏づけをしてくれるんですから、これはもうますますいいわけです。ところが今までそれが買ひ上げの露路になつておつたから、これをはずそうというわけでしょう、それならば一体被害者はどうなるんだ、こういうことになるわけです。

そこで、大臣、今質問し初めなんですけれども、伊藤さんが大臣が見えたらやるといふ約束で、ちよつと中断しますが、ちよつと大事どころに来ておられますから、大臣の御見解をお伺いしておかなければならぬのは、今度の合理化法が通りますと、三つの方式で山をつぶしていくわけです。一つは入谷さんの方の所管の鉱山保安の臨時措置法でトン当たり六百円を山をつぶすわけです。それからもう一つは、今まで田口さんの方でおやりになつておつた買ひ上げの方式だと、トン当たり千三百円を山をつぶすわけです。今度新しく出る今井方式では——今三人おるから……今井方式では千四百、

こうなる。そうすると、被害者なり鉱業権者はどちらを選ぶかという、千三百円を選ぶわけです。旧方式を選ぶわけです。そこでこれは六十七万トン、プラス三十六年度からずれてくる分を予算措置しておるわけです。しかし、合理化法で依然として旧買ひ上げの方式の法律は残つておるんだから、三十八年度においても鉱業権者なり被害者が一致して、あるいは労働者も一致して旧方式をやつてくれ、こういうことになつてくる。旧方式はやりませんとおっしゃる法治国家で、法律が残つておるのにやらぬのはおかしいじゃないかと言つて、いやいや、石炭合理化審議会の方で、そういうことになつておられますから、こうおっしゃることから、国会がそれをやつてくれということになれば、当然法治国家であり、国権の最高機関がその要求をすれば、政府としては予算措置をすべきであると思ふが、今井さんの方はやらないとおっしゃる。それはけしからぬと言つておる。なぜならば、千三百円の方が得なんです。被害者にとつても、鉱業権者にとつても、労働者にとつても得なんです。未払い賃金その他ワクを広げればよいくるのですから……

だから、政府が千四百と千三百円とどちらでも自由にお選び下さいというなら、それはやむを得ぬわけです。しかし、旧方式は抹殺してしまふというのには、これは筋が通りますよ。こう言つておるのです。

○佐藤國務大臣 問題は鉱業の施設を買ひか買わぬか、買取の相手にするかないかといふことによつてございませぬ。ただいま御説明になりました

が、鉱業権並びに坑道、これについては旧方式も新方式も同じ値段だ。問題は残つてゐる鉱業施設を当方が買ひ取るか、自由に処分するかという問題じゃないか、かように思いますが、今まで申し上げましたように、新方式でも鉱業権は八百円、坑道は三百円、これは旧方式の買ひ上げ方式でも鉱業権は八百円、坑道は三百円ということでございます。その対象になりますものが鉱業施設そのものですから、これはやはりそこに選択の自由があつてしかるべきじゃないか、かように思ひます。

○滝井委員 その場合に、なるほど鉱業の施設を買ひ買わぬの問題もありますが、そのほかにも一つ、連帯責任の問題があるわけですよ。新方式では、国が連帯責任を負わぬのです。しかし、国といふ合理的な事業団です。か、旧方式では連帯責任を負うのです。だから千三百円と金が多い上に、連帯責任がついてゐるわけですよ。片一方は金が少ない上に連帯責任はない、だから、これは逆にしなければならないならぬ、この金をふやさなければならぬ、千四百を千五百円くらいにしなければ、話は通らぬわけです。ところが金を少なくして、連帯責任はない。そうすると、一切の責任は田口さんの方に行くのですから、田口さんの方の仕事は表面的には簡単になつておるけれども、これは今度は越すに越されぬ田原坂が出てくるのですよ。だから政策としておやりになるならば、千四百を千五百円にしなければいけません。そうすると、田口さんの責任を解除しておつても金目が多くなりませぬから何とかやりくりがつく。ところが金は少なくして

責任は解除するといふなら、しり抜けで、これは僕ら納得できないことになつておるわけですよ。特にこういう鉱業を専門にやつた僕として、こんなばかんなことにはない。通産大臣、今のあの筑豊炭田の問題をやつてごらん下さい。こんなものは、弁護士ももうけにならぬからだれもやらぬ。全部われわれ議員に請願がくるのですから、これは大へんなことですよ。金を多くして、そうして責任を解除するといふなら、これは話がわかつたら、これくらいいいことはなからぬ。だから、このごろ私が麻生太賀吉さんに、こういう方式ですよと言つたらい、私は知りませぬでしたが、そんなことではありますか、教えてもらひましてありがとうございます。と、鉱業権者がお礼を言うくらいなんだから……

しかし、鉱業権や坑道の補償価格を算定するといふものは、これは別にあるべきものじゃない、今までやらなかつたのが悪かつたのだ、実はこういうことが言える。そうすると、非常に気の毒な給与の未払いであるとか、あるいは鉱害の復旧だとか、そういうものはむしろ先取りすべきじゃないか、こういう議論が今回の新方式には思想として入つておるわけでございます。だから、この行き方がいゝか悪いとかいうことでなしに、今言われるように、現実問題としてこの鉱業権八百円は安いじゃないか、あるいは坑道の三百円という評価はむちゃやばやじゃないかという御議論でございます。この八百円、三百円を出した基礎の、権威のある調査の結果を申し上げました。問題は、こういうことをいたしまして、当然なすべき鉱害の復旧をやらぬ、あるいは賃金の未払いが残る、これを一体どうして処理するかといふところに、私どもの工夫があつたのでございませぬ。だから、ただいまのお話の筋から見ても、買取価格をつり上げればそれができるのだと言われることは、ちよつと私、実際問題はそうかもわかりませんが、理由が十分つかない金額を上げるわけにはいかないのじゃないか、こう思ひます。

○滝井委員 実は今から二年くらい前に、各家屋の評価したわけですよ。そして、この家屋の評価は百万円だとして、復旧費に、百万円かかる。これを打ち切りにするか、あるいは臨鉱でやるかという話し合ひを、鉱業権者として、はだんだん延ばしていきはいいわけですよ。今の方式でいくと、これを長く延ばすことはできない。どうしてできないかといふと、田口さんの方で早くや

○佐藤國務大臣 今までやつておるものにして、あとのものにして、鉱業権あるのは坑道をどういふふうに評価するかといふのは、同じだろうと思ひます。ただ問題は鉱害の跡始末である給与の未払い分をどういふふうにするかといふことが、実は問題なんだと思ひます。今までは連帯保証その他の形でこの鉱害復旧等をやらしていたわけですが、なかなか思ひ通りにいかない。そこで今度の方式では一部を保留して、ただいま申し上げるような特殊債権を確立させ、内容としてはよほど徹底して進んだと思ひます。ただ問題は、今言われるように、もう少し金をやらぬから鉱害の復旧ができぬのじゃないか、金をよけいやらぬから給与の未払いが出るのじゃないか、こういう問題もあるかと思ひます。

て団体交渉しているというよりな表現を、どこかで稍書きをいたしておりましたが、そういう浮いた気持では毛頭ございませぬ。それはもう真剣に取り組みなければならぬものだ、そういう意味で特に念を押ししたつもりでございませぬ。御承知のように、基本的な路線というものは変わりがなく、また関係の各方面におきましても、石炭産業の合理化、これは絶対に必要だといわれ、安定産業たらしめるのだ、そういう意気込みが強く出ております。おりましたが、また、私もが数次にわたってかような表明をいたしましたにかかわらず、今なお一部に不安がある、その不安を一扫することが必要だといふので、今回の閣議をしたわけでございませぬが、その不安はその声明だけでは事足りない。これはやはり現実の問題として処理されなければならぬ、こういう意味においての私も政府の責任というものを、実は痛感しておるといふ次第でございませぬ。そういう意味で重ねて御指摘を受けまして、政府の決意のほどをお尋ねいたしまして、私大へん恐縮に存じますが、ただいま申し上げるような意味で、今回の閣議決定はそういう観点に立ちまして、責任を保持してこれの具現を期す、こういう考え方でございませぬので、御了承いたされたらと思ひます。

○伊藤(卯)委員 今お尋ねしましたように、権威ある調査団の調査報告が出て参りますと、おそらくは行政措置の問題というものが相当強くとられなければならぬ点が私には出てくるだろうと思ひますが、関係各省との間に統一してこの強力な行政措置をとる、あるいはまた立法措置というふうなものもとられなければ、閣議決定されたあの重要な

内容を含むものはなかなか実行できないのじゃないか。それでないに単に閣議決定として、従来のごとく、いつ消えたかわからないという形になって、また失望さすというふうなことになるのじゃないか。この点を私は心配しております。そういう点についての決意のほどはいかがですか。

○佐藤(通)大臣 たいだいま御指摘になります通り、閣議決定を具現化するためには、ときに行政措置も必要だ、あるいは立法措置も必要だ、あるいは予算措置も必要だと思ひます。こういう点を含めて、それぞれの機会をつかまえて必要な措置を講ずるつもりでありませぬ。一部におきましては、この国会中において立法措置をしろという御意見もあるやに伺ひますが、もうすでにおこの国会においては予算も成立してあることでございませぬので、行政措置で指導してみたい。また次の機会等におきまして、行政措置だけでは十分分だといふものに対しましては、立法措置を講ずる。また今日成立を見ました予算も、実施をいたしまして、そして不足を生じた場合にさらに次の手を打つていく、かような機会をとらまえてそういう措置をとつていきたい、こういうことを考えておるわけでございませぬ。先ほどの閣議発言等におきましても、かような点に触れておるわけでありませぬので、この点も御了承願ひたいと思ひます。

○伊藤(卯)委員 大臣のかなり責任を持つた答弁をされておる点を、私は了解をいたします。そこでやはり、必ず予算的措置というものが当然伴つてこなければ実行できないことのみが多いというふうに思ひますので、三十七年度予算は通つておりますから、あるいは

はその予算の繰り上げ使用というか、あるいは予備金支出というか、そういうふうな形等も必要によつてはとつて、これらを実現していくということについての決意も相当持つておられるように思ひますけれども、念のためこの点をもう一度伺ひたい。

○佐藤(通)大臣 たいだいま予算で計上されておりますものは、まず予算を執行することが第一であります。そういう意味において、計上された予算を執行に移すということをしたすつもりであります。そしてなお事業等の必要がございませぬ、あるいは拡大ということが必要でございませぬ、あるいは臨時国会等におきましてそういう措置をとることもやぶさかでないと思ひます。また予算的措置をとる前に、あるいは予算には計上できないもの等については、資金的なあつせんをする。これはまた政府の計画に上すように、関係省と十分相談をして参るつもりでございませぬ。これなども、たいだいままだ具体的計画のない際でありますから、幾ら幾ら要するといふことは、まだ大蔵省と折衝はいたしておりませぬ。今後この閣議決定の推進にあたりましては、そういう事態も起こるだらう。だから、事前に想定されませぬことを申し上げ、ぜひともこれは行政の面でもいろいろ問題が不満な方向へいかなないようになり、閣議決定の線で見現しよう、こういう申し合せをいたしたわけでございませぬ。

○伊藤(卯)委員 さらに伺ひたいのは、御存じのように、その後炭鉱は合理化が相当思い切つてやられ、非効率炭鉱を買いつぶすという点等で、相当失業者が出てきてしまつておるわけですが、さらに今後三年間に六

百二十万トンの非効率炭鉱を買いつぶされる、あるいはまた合理化も行なわれてくる、あるいはまた保安設備を十分ないし得ない炭鉱は中止を命ずる、こういうこと等で相当炭量も減つてくる、あるいは離職者もそれに伴つて相当出てくる、こういうことは当然であります。そういうことのみを力を入れておるわけでありませぬ、新鉱の開発、そういう点はあまり積極的じゃありません。鉱区の整理統合ということに具体的に言ふん長く論じられて、一向整理統合こそは、せつかくの国家的地下資源を有効に掘り出していくというためにはやらなければならない、また能力を上げるためにもやらなければならない、あるいは経済価値の点から見てもやらなければならないことは、もう論議の余地がない。そこでそういう点から、鉱区の整理統合。それから休眠鉱区の開発であります。中にはみずからやり得ない、またやろという意思のないもので、有望鉱区を持つておるものもおります。それからさらに一つの会社三十年、十五年先にになつていこうというふうなものを持つて、休眠鉱区にしておるところもありません。でありますから、やはりこの鉱区の整理統合と、そういう休眠鉱区の開発、こういう点等を積極的にやつていく、こういうことが、あわせて石炭の在籍一人当たりの能力を上げていく、あるいは炭価を政府が考えておる価格に沿つて値下げをしていく、そういう国民経済の全体的見地から見ても、これはぜひやらなければならぬこととす。それからまた、天然自然に国の財産としてあるものを、ただ一足先に出願をしたというだけで、そういう休眠鉱区をそのまま

にしておくということ、国家的見地からまことに許せないことだと思ひます。こういう点に対して政府としては、石炭対策の一つとして積極的にこれらをやろうということをお考えになつておるかどうか、あるいは、これは鉱業法の関係を持つものであります。鉱業法の改正案のときは、もう四年も五年もたつております。来年出します、来年出しますと言つて一向これが出てこない。そういう点から、この整理統合の問題も休眠鉱区の開発の問題も、国家的見地から解決しなければならぬのに、一向これが解決されな

いでおる。こういう点等については、佐藤通達大臣は池田内閣の最大の実力者だから、あなたが一つおやりになるということは、主管大臣の一つの大事な仕事だと思ひますが、こういう点に關してのあなたの考え方を聞かせ下さい。

○佐藤(通)大臣 たいだいまお尋ねの問題に入ります前に、私どもの石炭対策というものと取り組んでおる基本的な考え方、これは過日米当委員会でもたびたび申し上げたのでございませぬが、いかにも消極的な政策をとつておるんじゃないか、具体的に申しますならば、離職者に対する対策、あるいは廃止炭鉱の買い上げ方式等に非常に苦心をしておる、そういう点が非常に強く取り上げられて、どうも石炭産業に対する積極性がないのじゃないか、こういう点をたいだいままで御指摘になつておると思ひます。私どもが五千五百万トンという数字を申し上げ、この出炭目標に全力を注いでいきたい、かように申しますのも、五千五百万トンに近づけたいという考え方は毛頭あるわけではございませぬ。合理的経済性

にしておくということ、国家的見地からまことに許せないことだと思ひます。こういう点に対して政府としては、石炭対策の一つとして積極的にこれらをやろうということをお考えになつておるかどうか、あるいは、これは鉱業法の関係を持つものであります。鉱業法の改正案のときは、もう四年も五年もたつております。来年出します、来年出しますと言つて一向これが出てこない。そういう点から、この整理統合の問題も休眠鉱区の開発の問題も、国家的見地から解決されなければならぬのに、一向これが解決されな

のある炭価ならば、ほとんど国産資源を開発すべきだ、こういうことを含んでおいて、現状においては五千五百万トン以上出しても、その炭は消化されないという感じがあって、五千五百万トンというよりな数字を持ったのでありますが、私どもの見方からすれば、五千五百万トン自身も相当積極性のある数字だ、かように実は考えたのでございませぬ。しかし、なおそれでは不足だ、こういうことでございませぬので、今回の閣議決定の線におきましては、特に外国炭と内国炭を置きかえ得ると考えられる原料炭の開発などを積極的にすべきだ、こういうことで閣議決定もいたしております。もちろん今回の原料炭を中心しての新鉱開発というものは、十分な経済性のあるものでなければならぬことは当然でございませぬが、そういう意味の考へ方で、労使双方の協力を得て、いわゆる安定産業たらしめるといふ積極的な意図を持っておることを御了承いただきたいと思ふのでございませぬ。

ところで、その具体的方法として、政府のこの意気込みに対応して、また政府のとつております、民営による石炭産業の安定産業化といふこの観点に立ち、しかも国家権力にあまり依存せずしてそれを遂行して参りたい、こういう政府の意図も十分御理解いただきたいと思ふのでございませぬが、そうなりますと、ただいま御指摘になりました鉱区の整理あるいは休眠鉱区の活用とか、いろいろな問題が実は起きてくると思ふます。ところで、これは理論の面から申しますならば大へん容易なことでありまして、鉱業権の整理をする、あるいはこれを単一化する、これが当然のことのように考えられますが、いざ実施する具体的な問題に突入いたしましたら、なかなか理論的に簡単であるように簡単な問題ではないのであります。経営者自身もそれぞれの立場において自分のところの経営権を主張するでございませぬし、また、ときに対立するとは申しまして、組合自身もやはりこの整理統合については十分な発言権を持っておいて、なかなか一致はしがたいのであります。これは過去の例を申しますと、あるいは耳ざわりで申しませんが、たとえば鉄道の経営してある志免鉱業所のあの一つの問題を取り上げてみても、なかなか容易でない。経営者自身は他に譲りたくない、しかしながら組合側からいふと、それは困る。また経営者の好まないことではございませぬが、鉄道として全体の経営になぜ乗り出さないのかというような話で、なかなか容易なことではございませぬ。私は石炭の合理化を進めます上から申しますと、今錯綜しておる鉱区、あるいは活動してない鉱区、そういうものに対しての開発計画が単一化されるのが最も望ましい姿だ、これは通産大臣としても言ひ得ることではございませぬが、この関係が複雑多岐にわたつておる、それをいかに処理していくかということにもなるかと思ふのでございませぬ、そういう意味では、私どもの意図のあるところを十分御理解いただき、労使双方それぞれの立場においての協力態勢がぜひとも望ましい、かように思ひます。そういう観点にまず立ち、私どもの基礎的な経済問題と取り組んでおるその姿においてまず解決をはかることが第一段だ、かように考えてせつかく

今後努力して参りたい、かように思ひます。

○始末委員長代理 伊藤さん、大臣は零時四十分に戻してもらいたいということですから……

○伊藤(卯)委員 私もそのつもりでだいぶ縮めておるわけだが、もう二点だけ簡単に……

だんだん石炭問題を政府の間でも重視して、積極的にこの対策を立てていくこととしておられることは、私もよくわかります。しかしながら、さきの閣議決定の点から見、また今大臣からいろいろ意見を伺つておりました、さて法律的に石炭の安定化を防衛してやる何ものもないわけです。従つて、石油の問題あるいは天然ガスの問題、さらにはまた、秋になれば貿易の自由化の問題、そういうものも問題に上つて、石炭はさらに脅かされてくることは、これは必至です。そこでやはり総合エネルギー対策を立てて、そこにおいて国内エネルギーあるいは輸入エネルギー、そういうものに対するところの数量を位置づけるといふか、それぞれの数量をやはり総合対策に立ってきめていくということにならなければ、私は石炭の安定化といふものはなかなかできないのではないかと思ふ。そういう点から、総合エネルギー対策を立てるためにエネルギー基本法のよりのものを作つて、それによつてそれぞれのエネルギーの安定化といふか、あるいは価格を下げていくといふか、そして消費者への奉仕といふか、そういう点が日本においても必要であることはもう議論の余地がないと思ふ。諸外国においてもこれらの対策を十分立ててやつておるわけでありませぬから、従つて政府としても、本国会にそ

うものが出せるか、出せなければ来たべき臨時国会の場合にでもそれを出るか、そういうことについての大臣のお考えはいかがです。この点を一つお伺ひしておきたい。

○佐藤国務大臣 石炭問題をめぐりまして、エネルギーの基本法を出せといふことで二、三の方から御意見を伺つておりました。ただいま総合エネルギーの審議会を設けることも現実にはできないない状況でございませぬが、そこさらに飛躍して基本法といふことになりませぬ、相当の準備を必要とする、かように実は考えておりました。ただいま基本法はやりだから、というよりな表現は不適当だと思ひますが、よほど真剣に取り組んでいくという御要望だろふと思ひますが、私は基本法もさることだが、実質的に内容を充実していくことがまず第一だろふ、かように思ひますので、十分検討に値する問題だ、かように私どもは受け取つておりましたが、この国会で出せ、あるいは次の国会で出せ、かように申されましても、まだそこまでの決意には到達いたしておりませぬ。重ねて申し上げますが、十分検討に値する問題だろふ、かように思ひます。

○伊藤(卯)委員 さしあたりの問題として、通産省の中において、一石炭局でこの問題の安定化を維持しようといふことは、今井局長がどんな腕があつたつて、これは不可能だろふと思ふのです。石炭局以外にみんな石炭を消費する方だから、何でも安ければいいじゃないかといふことだろふと思ふわけですから、やはり権威ある、それこそ力ある、総合エネルギーの対策機関をぜひ作つて、それから石炭局を

通産省の外局の燃料庁といふか——そういうことは内閣として、その決意があればやれることではあります。まず、総合エネルギーの基本法を作る前に、その一つの準備として、大臣の手元でやれるような、石炭局を燃料庁といふか、通産省の外局として、あるいは権威ある総合エネルギー対策審議会といふか、委員会といふか、そういうものを作つて、それぞれのエネルギーの組み合わせをして安定をはかつていくことについてのお考えはどうか。

○佐藤国務大臣 これまた、検討はいたしてございませぬが、ただいまその結論は持つておりませぬ。

○伊藤(卯)委員 もう一点だけにしまし。これは問題がごまかひのすけられど、しかし全体に影響しておるし、また今後も起つてくる問題でありますからお伺ひをするのですが、これは大臣でなくともいいような問題であります。大臣にやはり考え、処置を願わなければ対策も立たぬのじゃないかと思ふのです。これは私のところに金丸大限炭鉱といふのがありますが、これは保安設備の関係で中止を命ぜられ、廃鉱になつた。そのために、二百三十世帯の人々がいたわけですが、このうちで百二十世帯がどうももう生活ができないうので、生活保護を市でやつてやらざるを得なくなつた。ところが、生活保護を市でやるということもなかなかつらいけれども、さらに二百三十世帯が家をあけろといふことで追い出された。そこで、ふるもとめる、電気もとめる、水もとめる、それで家をあけろといふことで追い出されて、行く

ところがなくて困っておるという問題が、一つ起こっておるわけでは、

それからいま一つは、これはみずから廃鉱にしたのでありますが、九州探炭の新手三鉱というのが、二百四十九戸のうち二百二十六戸がこれまた追い立てられておる。同じように、家をあげろと言われる。それから電氣も水道も、みんなとめてしまふ。それで生活はできないというので、さしあたり二十八世帯を生活保護世帯にしたようでありまして、生活保護世帯にしたところで、家をあげろといつて追い出されるわけ、こゝろいものは、特に金丸大隈の場合などは、政府の命令で廃鉱にした。それで追い立てられて、行くところがない。しかも、この二百三十世帯の約半分近くの百二十世帯は、生活保護を受けておる。それでとにかく二、三日うちにあげろといつておるようでありまして、この二つの炭鉱にこゝろい事件が起こつておる。

〔始開委員長代理退席、委員長着席〕
こゝろい問題といふものは、ほかにも起こつてくるわけでありまして、こゝろい問題について、政府の命令で廃鉱にする、あるいはまたみずから廃鉱にする場合において、そこに働いておつた従業員の出置の問題については、やはり私は責任官庁といふものが、それらの出置問題については、もつと親切に、どうするかといふことについて、こゝろいように路頭に迷わせないようにならぬか、事前に経営者との間に対策を立ててやる必要があると思ふのです。これは一昨日か市長がやつてきて、これじゃどうすることもできないが、何とかしてやらなければならぬといふ訴えをしてきてお

るのであります。おそらく今井局長も御存じだと思ふが、こゝろい問題に対して、たとえば今度調査団を派遣され、その調査団の中においてこゝろい実情を調査してもらふ、あるいはそれと併せて、これらの問題の出置、解決を何とか政府としても対策を考へる、そういう点について、大臣、現場のことはわからぬわけですから、一つ大臣のそれらに対する扱ひ方の問題を承つておきたい。

佐藤國務大臣 私の前筑豊地域を視察いたしました際に、いわゆる問題になつておる炭住なども見たわけではございませぬが、廃止の場合にその炭住に残つておる、その引き揚げ方等も、いろいろお話をしておるようではございませぬが、なかなか早急に実現しない。一定期間その場所におられることはやむを得ないといひました。やはり炭住をできるだけ早く閉鎖することが双方のためになると思ひますが、なかなかそういうことが実現しておらない。こゝろいという廃止炭鉱の炭住などは、とにせよ閉鎖炭鉱の炭住などは、修理その他も不十分でございませぬ。もつとやめていくという立派な立場から、修理もできておらない。まことに惨たんだるものがある。また炭住が残つておると、そこに、雨露をしのぐといふ意味で、いつの間にか人が入つてくるというふうなこともあるようではございませぬ。炭住修理の問題が、一つの地方の大問題となつておると思ひます。簡単に居住の本拠を追つたわけにも参らないと思ひますが、しかし、これはやはり期間にそれ相応の猶予期間といふものがあるだろうが、それを越して後の問題といふことになれば、双方

でやはり理解のある出置をとつていただくことが望ましいのではないかと、これはいわゆる社会保障制度なり、あるいは再就職のあつせんなりと並行して、そういうものが実現すべきだろうと思ひます。ただ居住しているのが不合理だとか不都合だとかいふ議論でなしに、現実の問題としての出置をして参らなければならぬ。また、そういう場所だと、市町村の財政も大へん窮乏しておる地方でございませぬ。これまた市の財政にも非常な負担になるという意味から、なかなか炭住の跡始末ができて参らないのです。私も簡単で下すつて、こゝろいものをとお話願ふような方法はないかといふことを申しましたけれども、これもまた市町村に追ひ立てを食ひつては非常に困る。人道的にも御同情は申し上げます。こゝろいといふことでございませぬが、一定の期間を過ぎれば炭住の出置ができる、そういうふうな慣行がこゝろに打ち立てられると、ただいまの、御指摘のような問題も片づくのではないかと、これは住居の問題だけではないか。これは住居の一環として、そういう方向に進めるべきではないか、かように思ひます。

伊藤(卯)委員 私はもう大臣の時間がございませぬからやめますが、今の問題は非常に深刻な問題として、市でもお手上げの形です、それからそこに働いておつて離職しているその人たち、経営者であつた人も山をやり得なくなつたといふほどの破産状態、それからまた今申し上げた金丸大隈のごときは保安も十分やれないといふので、

法律によつて中止命令を食つておるといふようなことでありますから、従つて労使の間の古い関係では解決ができません。市も全部背負ひ込むことはできないといふことでもありますから、通産局の係官にでも実情を一つ十分調査をさせられて、何らかそれに対する解決の出置はないか、一つ十分お考えを願ひたい、こゝろいように思ふわけでは

佐藤國務大臣 承知しました。
有田委員長 それでは午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時五十三分開議
有田委員長 休憩前に引き続き、會議を開きます。
内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、勝間田清一君外二名提出、石炭鉱業安定法案及び炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案に対する質疑を続行いたします。滝井義高君。

滝井委員 午前中に、炭鉱の合理化を推進する三つの方式について、特に根本的に違ふ点を御質問申し上げたのですが、なお引き続き御質問申し上げます。その場合に、新しい方式と、それから石炭鉱山保安臨時措置で交付金をもらふ場合と、一方は勧告を受けつづぶし、一方はみずから鉱区を消滅させて登録をして交付金を受けるといふ違いがあるわけですが、そのほかにも両方の方式で何か違ふところがございませぬか。もちろんトントン当たりの価格も違ひますが、実際に鉱害や未払い賃金その他を田口さんの方で処理していく

上に、何か非常に違ふところがあれば、その違ふところを一つ御説明を願ひたいと思ふ。処理上の違ふところを一つわかりやすく御説明願ひたいと思ふのです。

今井(博)政府委員 具体的に処理する場合の差異については、田口副理事長からお答え願ひいたします。
保安の方は、整理交付金を減すことは同じでございますが、あくまで保安不良の山であつて、価値としては無価値のものである、そういう考え方から立っております。従つて国が鉱害とか未払い賃金等を考へまして、そういう問題の処理に社会的なフリクションをできるだけ避けるという見地から、トントン当たり六百円という数字を算定し、無価値ではあるけれどもそういう見解を出す、こゝろいといった観点を中心とさせていただきます。このたび提案いたしました新方式の場合には、炭業権や坑道といふふうなものについての価値計算を一切考へまして、買取ではございませぬが、炭業権を抹殺して実際に事業を廃止する場合に、それに相当するものを交付金として差し上げる、こゝろい考え方と立っております。性質的には一つ大きな差があるわけではあります。実際の処理上の措置については、田口副理事長からお答えを願ひいたします。

田口参考人 大体たいたいま石炭局長から御説明申し上げた通りであります。ただ保安臨時措置法の方で廃止勧告を受けた炭鉱の処理と、今度の新方式とは、大体において同じでございます。評価方式も全く同様でございます。ただ違ひますのは、保安臨時措置法の方で廃止勧告を受けた炭鉱の交

きまず、何月何日じゃ、しかしあなた方がそれまで山をおつぷしになら、抹消してくるといふなら新方式でしてあげましょ、こういふことが出来るかどうかということ。これができなければ、これはどうせつづぶすといふことが目的ですから、保安というは保安が悪いからつづぶすのですから、そういうことが出来るかどうか。これは政務次官一つ、政治的な答弁です。

○森(清)政府委員 先ほど来御質問を聞いておりました、御心配の個所も十分よくわかるのでありますが、ただ先ほど局長からお答え申し上げましたように、法的にはなかなか困難ではございませんけれども、十分御趣旨を参酌して、また私どもも考えて善処していきたいと考えております。

○滝井委員 これはどうせつづぶせばいいということが目的なんです。その場合には、当然鉱量や未払い賃金を、廃止勧告をするときには調査をされるわけですから、そういう点で十分行政上の運営で御考慮をいただいた方がいいと思ふんです。そうしますと、保安の場合は石炭鉱山整理交付金になっておる。それから新方式の場合には石炭鉱山整理促進交付金と、促進が中に二字入っております。この違いだけですよ。実質上は同じような感じがしますが、ともかく、促進といふことが、合理化法の中には入っております。そうすると、新方式で未払い賃金と鉱害に交付金を充てる場合と、それから保安で充てる場合との違いを、一つ御説明願いたいと思ふのです。

○滝井委員 実質上は同じような感じがしますが、ともかく、促進といふことが、合理化法の中には入っております。そうすると、新方式で未払い賃金と鉱害に交付金を充てる場合と、それから保安で充てる場合との違いを、一つ御説明願いたいと思ふのです。

と未払い賃金に充てもよろしい、もし千万円鉱害と未払い賃金があるなら、千万円みな充ててよろしい。ところが新方式では、その一部を一般債権のために留保するといふことが言われたわけ。そこで未払い賃金、退職金も含めた未払い賃金と、それから鉱害、両方式の配分の仕方を一つ御説明願いたい。

○今井(博)政府委員 先ほど申しましたように、六百円というものははじきました。根拠は、鉱害と未払い賃金というものの実情調査から出て参った数字でございます。新方式で行なう場合にあたりましても、やはりそういう実情調査に基づく数字が基礎になりました。そういふものを中心に、何も六百円とは申しませんが、ほぼ同様の方法で今回新方式でやります対象の山は、保安の山よりも若干規模が大きいたいふふうにも平均して考えられます。

○滝井委員 先ほど申しましたように、六百円というものははじきました。根拠は、鉱害と未払い賃金というものの実情調査から出て参った数字でございます。新方式で行なう場合にあたりましても、やはりそういう実情調査に基づく数字が基礎になりました。そういふものを中心に、何も六百円とは申しませんが、ほぼ同様の方法で今回新方式でやります対象の山は、保安の山よりも若干規模が大きいたいふふうにも平均して考えられます。

○今井(博)政府委員 かりに交付金が一千万円だといいたしますと、その中で未払い賃金がまず優先するわけでございまして、その場合の頭打ちを三割と、こういふふうに押えてございまして、一千万円の三割、三百万円というものがまず未払い賃金に充当される。残りの七百万円が未払い賃金と鉱害の量とに見合ひまして、まあ按分される、こういう結果になると思ひます。

○滝井委員 そうしますと、一千万円の交付金に対して三百万円、三割に当たる未払い賃金を先取りをする。七百万円については未払い賃金額と鉱害の額とで按分をしていく、こうなるわけですね。その未払い賃金の三割については退職金は含まれておるわけですか。

○今井(博)政府委員 退職金は含まれております。

○滝井委員 実際は閉山した炭鉱の未払い賃金の確認を基準局にしても、それが何回もあるわけですが、さあこれを確認をするとなると、なかなかその確認がむずかしいですね。特に退職金に至ってはなおむずかしい方法で今後おやりにならうとするのかということ。それから炭田に調査団が出て、そうしてその後の具体的な方針が決定をされることになるわけですが、その間議決定されるまでは一応首切りはないわけですよ。ないのですが、しかし合理化で、あるいは保安でやられる分については、これはその間議決定が行なわれる以前においてもやはり進行していくわけですよ。保安が悪かったといつて、炭

○今井(博)政府委員 かりに交付金が一千万円だといいたしますと、その中で未払い賃金がまず優先するわけでございまして、その場合の頭打ちを三割と、こういふふうに押えてございまして、一千万円の三割、三百万円というものがまず未払い賃金に充当される。残りの七百万円が未払い賃金と鉱害の量とに見合ひまして、まあ按分される、こういう結果になると思ひます。

○滝井委員 そうしますと、一千万円の交付金に対して三百万円、三割に当たる未払い賃金を先取りをする。七百万円については未払い賃金額と鉱害の額とで按分をしていく、こうなるわけですね。その未払い賃金の三割については退職金は含まれておるわけですか。

○今井(博)政府委員 退職金は含まれております。

○大島政府委員 未払い賃金の問題については、かねがね滝井先生にしばしば私も指摘もされ、恐縮に存じておりますが、ことに石炭鉱業における賃金の不払い、未払いという問題は、非常に大きなウエートを占めておるわけでございます。昨年来、保安に関連しての交付金の交付、あるいは今回の合理化に伴つての交付金の交付、こう

○滝井委員 実際は閉山した炭鉱の未払い賃金の確認を基準局にしても、それが何回もあるわけですが、さあこれを確認をするとなると、なかなかその確認がむずかしいですね。特に退職金に至ってはなおむずかしい方法で今後おやりにならうとするのかということ。それから炭田に調査団が出て、そうしてその後の具体的な方針が決定をされることになるわけですが、その間議決定されるまでは一応首切りはないわけですよ。ないのですが、しかし合理化で、あるいは保安でやられる分については、これはその間議決定が行なわれる以前においてもやはり進行していくわけですよ。保安が悪かったといつて、炭

○今井(博)政府委員 退職金は含まれております。

○大島政府委員 未払い賃金の問題については、かねがね滝井先生にしばしば私も指摘もされ、恐縮に存じておりますが、ことに石炭鉱業における賃金の不払い、未払いという問題は、非常に大きなウエートを占めておるわけでございます。昨年来、保安に関連しての交付金の交付、あるいは今回の合理化に伴つての交付金の交付、こう

○滝井委員 実際は閉山した炭鉱の未払い賃金の確認を基準局にしても、それが何回もあるわけですが、さあこれを確認をするとなると、なかなかその確認がむずかしいですね。特に退職金に至ってはなおむずかしい方法で今後おやりにならうとするのかということ。それから炭田に調査団が出て、そうしてその後の具体的な方針が決定をされることになるわけですが、その間議決定されるまでは一応首切りはないわけですよ。ないのですが、しかし合理化で、あるいは保安でやられる分については、これはその間議決定が行なわれる以前においてもやはり進行していくわけですよ。保安が悪かったといつて、炭

○今井(博)政府委員 退職金は含まれております。

○大島政府委員 未払い賃金の問題については、かねがね滝井先生にしばしば私も指摘もされ、恐縮に存じておりますが、ことに石炭鉱業における賃金の不払い、未払いという問題は、非常に大きなウエートを占めておるわけでございます。昨年来、保安に関連しての交付金の交付、あるいは今回の合理化に伴つての交付金の交付、こう

○滝井委員 実際は閉山した炭鉱の未払い賃金の確認を基準局にしても、それが何回もあるわけですが、さあこれを確認をするとなると、なかなかその確認がむずかしいですね。特に退職金に至ってはなおむずかしい方法で今後おやりにならうとするのかということ。それから炭田に調査団が出て、そうしてその後の具体的な方針が決定をされることになるわけですが、その間議決定されるまでは一応首切りはないわけですよ。ないのですが、しかし合理化で、あるいは保安でやられる分については、これはその間議決定が行なわれる以前においてもやはり進行していくわけですよ。保安が悪かったといつて、炭

いつた点で鉱害賠償債務と不払い賃金債務について特別の立法措置を講じておるわけでありませう。この実施の細目につきましても、先般来も寄り寄り通産省の当局と私どもの方とで打ち合わせをいたしております。さらに、ただいま石炭局長から申し上げましたように、最終的決定に至るまで今後さらに引き続き打ち合わせたいと考えております。

なお、ただいま先生御指摘の退職金の問題、一般的に申して賃金の中へ退職金が含まれるわけでありませうが、ただ賃金の場合にはつきりとしたしておるのであります。退職金等につきましても、一般的に定まっておりますものもありません、ことに小さいところになりますと、そのときときに定めるというふうな事柄もありません、先生おっしゃつたように、非常に複雑な問題が生じます。そういう点につきましても、混濁の生じませんとし、今後とも通産当局と打ち合わせを参りたいと思ひます。そういたしませんと、急に大きな退職金がきまるといふようなことになつても困ります。

○滝井委員 実際は閉山した炭鉱の未払い賃金の確認を基準局にしても、それが何回もあるわけですが、さあこれを確認をするとなると、なかなかその確認がむずかしいですね。特に退職金に至ってはなおむずかしい方法で今後おやりにならうとするのかということ。それから炭田に調査団が出て、そうしてその後の具体的な方針が決定をされることになるわけですが、その間議決定されるまでは一応首切りはないわけですよ。ないのですが、しかし合理化で、あるいは保安でやられる分については、これはその間議決定が行なわれる以前においてもやはり進行していくわけですよ。保安が悪かったといつて、炭

○大島政府委員 未払い賃金の問題については、かねがね滝井先生にしばしば私も指摘もされ、恐縮に存じておりますが、ことに石炭鉱業における賃金の不払い、未払いという問題は、非常に大きなウエートを占めておるわけでございます。昨年来、保安に関連しての交付金の交付、あるいは今回の合理化に伴つての交付金の交付、こう

○今井(博)政府委員 退職金は含まれております。

○滝井委員 実際は閉山した炭鉱の未払い賃金の確認を基準局にしても、それが何回もあるわけですが、さあこれを確認をするとなると、なかなかその確認がむずかしいですね。特に退職金に至ってはなおむずかしい方法で今後おやりにならうとするのかということ。それから炭田に調査団が出て、そうしてその後の具体的な方針が決定をされることになるわけですが、その間議決定されるまでは一応首切りはないわけですよ。ないのですが、しかし合理化で、あるいは保安でやられる分については、これはその間議決定が行なわれる以前においてもやはり進行していくわけですよ。保安が悪かったといつて、炭

よるな炭鉱は、そう私は問題ないと思ふのです。しかし何せ、三百万トンなり四百万トンというものは、名もなき炭鉱から出てくるのですからね。従つてそういう炭鉱は、保安の措置を受けるのは、名もなき炭鉱といつてはおかしいけれども、通産当局も知らぬよるな炭鉱も相当あるわけですから、そういうところが保安の勧告を受けて、行つてみると、それは未払い賃金も相当ある、それから退職金もこれだけあるのです、こう言われると、これは全く証拠がないのですよ。証拠がないか、そうでないかと否定する証拠がないという場合が出てくると思ふのです。だから合理化の計画でも、保安の臨時措置法でも、実は人間の問題についてはあまり書いていないのです。われわれが特に指摘したいのは、合理化に出炭の計画とか炭価のトン当たりの値段とか等は書くけれども、このくらいの出炭をするときには、大体こういう人間が要するんだ、これから上の人間は過剰だから、こういうふうに配置転換するといふ人間の計画は、ちつとも合理化計画の中に出ていないのです。これは何と申しますか、資本主義的な合理化のやり方ですよ。それと同じように、これについても書いてない。そして賃金と退職金だけは何とか確保しなければならぬという形になっておるのです。そこで、こういう人間の問題をきちんと片づけるためには、今まで労働省はあまりにもこういう方面について私は関心が薄かったと思ふのです。そこで今度は大島さんの方も、いよいよ調査団が出て具体的な計画が出れば、相当合理的な合理化計画が進められることになる、そこで人間が犠牲になつてくる、労働者が犠牲になつてく

るといふ問題が出てくるのですけれども、そのときにやはり退職金なり未払い賃金というものは、きちつと支払いができる体制というものを作つてもらわなければならぬと思ふのです。今から一つそういう準備をしておいてもらふぬと、何せ優先的にこの金をとつていくのですから、三割はとるのであれば、それだけの権限をこの法律で与えられたからには、その三割の金、あるいは残りのものを按分して、そのうち未払い賃金なり退職金に充てるものが、ほんとうに確実に、間違ひなく労働者の手に渡るような姿をとつておいてもらふと、その金がいづの間にか鉱業権者のふところに入つてしまつて、そしてあとの鉱害はなかなか直らないといふよるなことは困ると思ふのです。こういう抜け道が幾らでもあるのです。あなたも御存じだと思います。こういう形で未払い賃金なり退職金を支払うといふことになると、抜け道がたくさん出てくると私は思います。というのは、名もなき小さな炭鉱といふのは、順当に賃金を支払わずに見合ひ見合ひできておるんですよ。そうしてその未払いになつた労働者は、いつの間にかそこらあたりにはいなくなつてゐる。一月か二月月働いては、もう次の炭鉱に行つておる。だからそれはだしい人は、Aという炭鉱にもBという炭鉱にも、Cという炭鉱にも未払い賃金を持つておるといふ状態があるわけですよ。従つて、未払い賃金を取りにこいと言つても、取りにこない人があるかもしれないといふよるなこともあり得るわけですよ。だからこういう点について、何か合理的に未払い賃金と退職金が証明できる実態を把握するこ

とに、一つ速急に努力していただきたいと思ひます。
○大島政府委員 たいだいま津井先生の御指摘の点は、非常に重要な点だと思ひます。ことに中小の零細な炭鉱の現状は、まさに御指摘の通りであらうと思ひます。そういう点この制度の趣旨が十分生きて運用できますよるに、私も通産当局と十分連絡をとりまして、また地方におきましても、通産の出先と私どもの出先と十分連絡をとりまして、たいだいま先生御指摘の御趣旨のよるな運用をして参るよるに努力いたしたいと思ひます。
○津井委員 それから、この保安の方で一千万円の交付金がきて、三割を未払い賃金に充てる、そうすると残りの七百万円を未払い賃金と鉱害に按分することになるわけですよ。大体その未払い賃金がこれで相当程度救われることになるわけですよ。これは新方式についても大体同じだといふことです。そうすると、今までの旧方式では、未払い賃金や何かは、一般債権の中で一番あと回しになつておつた。もしその炭鉱で莫大な鉱害を持つておる場合には、ほとんど未払い賃金といふものはもたえなかつたのですが、今度はこれが最優先になつてきた。その限度において、今度は鉱害の方がへこんできたことになる。岸さんの、沖繩主権の、出るとへこむのとあるといふ論理からいへば、それだけ鉱害の復旧がへこむことになるわけですよ。こここのところが、この新方式なり保安で山をつぶす方式は、今までの旧方式と違ふことになるわけですよ。そうしますと、保安の場合には、一般債権——一般債権といつてもいろいろありますが、たとえ

炭鉱がやるためには、坑口をあけ、鉱業施設を作らなければならぬので、炭鉱に全部、鉱業施設を作るために、たんば、畑あるいは山林でもいいです、炭鉱が、畑あるいは山林を貸しておるわけですよ。そしてその契約は、必ずこれは、炭鉱が終わつたときにはもとのお返しになります。もとの畑に復旧してお返しします。という一項を入れて、契約を結んでおるわけですよ。そうしてその貸料については、反当たり一年五千円なら五千円ずつ払います、こうなつておるわけですよ。ところが保安にかかるとよるな炭鉱です。あるいは新方式で買ひ上げられるよるな炭鉱ですか、そんなものは何も払わないといふ場合が多いわけですよ。特に保安にかつた炭鉱のごときは、何も払つていない。こういうもの金の金といふものは一体どうなるかといふと、これはもたえなないですね。一般債権になるわけですよ。民事上の契約ですから、これはもたえなないわけですよ。鉱害の復旧もやつてもらへぬ、金はこない、こういう形になるわけですよ。こういう処理を、あなた方はこの立法をおやりになるときに、お考えになつたのかどうかといふことですよ。保安の方が比較的それよりか軽い形で出てくるといふ違いだけでしょう。この場合の処理方式といふものを、政府は一体どう考えておるのかといふことです。どうしてこういう質問をするかといふと、田口さんの方が全部金を預かつておるわけですよ、被害者にしても、労働者にしても、幾らの金を預かつておるかからぬわけですよ。この山は交付金を五千万円出しましたといふことを天下に公表するわけにいかぬでしようから、黙つてお

るわけですよ。黙つておるとすれば、田口さんの手のうちにまだ金が相当あるぞといふ気持があるから、どんと押しかけていくわけですよ。そうすると田口さんの方は、まさか、これだけしかなかったら、まさか、ああ投げ出すから、あなたたちでいよいよにしないといふわけにはいかぬと思ふのです。そこで、こういうよるな具体的な処理方式といふものをどうするの、ここで一応聞かしておいてもらいたいと思ふのです。
○今井(博)政府委員 たいだいま御指摘になりました例は、実際ある例だと思ひます。これは非常に極端な悪質な経営者の場合、そういうことがあり得ると思ふのです。問題は、それではそういう悪質な経営者がやつておる山が、現在のままで鉱害を合理的に払うかといふと、これは全然払わぬわけですよ。いまして、非常に極端な言い方をすれば、山が終つて閉山になつちやつた、こういう場合にはおそらく何もしないでもどこかへ行つちやつた、こういうことには実はなると思ひます。この場合に現状の制度では、これを救済する方法はございませぬ。無資力認定か何かでそういうものを処理するといふ制度は過渡的に残つておりますが、最終的にはそういう悪質な経営者の場合には、どうにもしようがないといふ状態をございませぬ。今回こういう制度を考へました際にも、もちろんそういう場合にもいろいろ方法がないといふことで、実はいろいろ研究してみたいのでございませぬ、どうもそういう悪質な経営者に対しては、実はやりやうがない。しかし現状でほうつておくよりは、たとえ一千万円なら一千万円という交付金が出た場合には、賃金

の問題を差引いた残りについては、それだけ鉅害の金がザブザブされるわけでありますから、少なくとも現状よりは一步前進する、こういう考え方に立っておりまして、根本的解決にはなりませんけれども、現状よりはやはりそれだけ鉅害の金がザブザブされるならば、少なくとも現状よりは前進する、こういう考え方に立っておりますが、なお根本的な問題については、実はこの保安措置法なり合理化促進法では解決できない、もっと根本的に考え直さなければいかぬということになりかかと考えております。

○滝井委員 話を具体的にしていきたいと思います、もう少し疑問が出てくると思うのです。なるほど保安にかかるような山は、もうすでにそのこと自体が悪質なんですよ。そうでしょう。悪質だから保安にかかるんですよ。労働者のことを考えずにやっておるような山です。人の命よりか、自分の金もろけの方が優先しておるわけです。それがわかっておてやらせるわけですか、跡始末ができてぬということば常識ですよ。そこを僕は政府に言うわけですよ。それならばばいせんのように、勧告して、新方式で行きなさい、こういうことを言ってもらう方がいいんじゃないか。一応、ケース・バイ・ケースでそういうこともあり得るだろうというふうな意味の御答弁があまりましたからそれでいいとして、それじゃその場合に今度は一千万円の交付金が来ますね。そうすると、鉅害には三つの形が出てくるわけです。まず第一に、打ち切りが出てきますね。もう私は打ち切ってもらいたい、こう鉅業権者で言う人が出てきます。これは話が早くつくわけですね。それから二番目

は、安定をしておるから臨鉅だ、こういうのが出てくるわけですね。それから、私のところは今廃止勧告をやめたばかりで、まだこのうまでは下を掘っておったのだから、二年、三年たななければやれません、この三つの形が出てきます。ワクはききましたですよ、一千万円。そうすると話し合いがすつと進んで、打ち切りのものが先行していきうわけですね。そうしますと一体次元の切りが一番早い、その次は安定鉅害、その次は不安定鉅害、こういう三つのものの配分をどうするかという問題が出てくるわけですね。いいですか、未払い賃金に三割、三百万円引いて、あと七百万円を未払い賃金と鉅害に分ける、そうすると、あとは、二百万円をさらに未払い賃金に回したとすると、五百万円残る、五百万円を三つに分けるわけですね。そうすると、安定鉅害が五百万円、未払い賃金と鉅害が五百万円、あとは鉅業権者が出せということになるでしょうけれど、一、二、三、田口さんの方としては、その五百万円を三つに分けておいてもらわないと、あとになってから鉅業権者に、私は無一文ですと言われても、どうにもならぬということになるわけですね。五百万円打ち切りも安定鉅害も不安定鉅害も泣き寝入りなさいというところ、先に引導を渡すのかどうか。次元が違ふのですよ、こういう問題が出てくるわけですね。ですから、この処理を一体どういうやり方で田口さんの方はやっておいでになるかということなんでしょう。これは保安の措置であらうと新方式であらうと、同じです。今まで待てば海路の何とやらで、金がなくて、最後には田口さんのそでを引

ばると、打ち出の小づちではないけれども、金が出る。今度は金が出ないのだから、鉅業権者がどこか北海道あたりに行つて観光事業をやっておつたという場合には、そこまで追つていけばいいかなにかから、これは根本的に違つてきたわけですね。そこで、この次元の違つた三つの鉅害についての対策というものを、政府はきちつと今から方針を打ち出してやらねと、ワクがきまつておるのですからね。同じワクの中で分けよというなら、話はまたわかつてくる。賃金と鉅害と按分比例をしたけれども、それじゃ次元の違つた鉅害の場合は一体どうするのかが、

○今井(博)政府委員 実は確かに次元は違ひますが、やはりその三つの場合のケースの当事者の同意を得て配分計画を公平にきめるといふことをやらざるを得ない。従つてそういう計画がきまり、同意が得られるまでは金の配分はいたさない、こういうことになりかと思ひます。

○滝井委員 だからそこなんです、それが問題なんです。三者の合意がでるまでというところ、結局、不安定鉅害が安定するまで引つづられていくわけですね。そうすると、もう家は傾いてどうにもならぬのが、泣き寝入りせざるを得ないわけですね。復旧すれば百万円かかる。しかし、君の配分は十百万円だぞ、十百万円でももらえぬよりはいいじゃないか、鉅業権者も北海道に逃げたいのだ、こう田口さんの方から言われると、なるほどそうですか、もう十百万円でもしょうがないです。それじゃこの法律を作つたかわいそうですよ。それでまあまあかわいそうですよ。もう石炭の撤退作戦をやるといふときに、百万円の鉅害がある、それを

十百万円しかないから十百万円で泣き寝入りしないか。これは、もらわないよりもいいですよ。いいけれども、それで私は片手落ちだと言わざるを得ない。それだったら、この法案は僕らちよつと納得することができないですよ。それはやはりもう一行つつけ加えて修正をして、新方式でも田口さんの方が連帯責任を最後には持つのだ、大手以外には何か政府が措置をするというよりな一項でも入れてもらわないことには、とても僕はのめませんよ。僕はこの合理化はのめない。こんなことをしていたら、筑豊炭田はみんな政府に押しかけてきますよ。

○今井(博)政府委員 これは保安臨時措置法の場合と合理化の場合とは、若干差異があるのじゃないかと思ひますが、保安の場合は非常に小さな山です。不安定鉅害については、そう長く時間がかからぬのじゃないか。従つて保安の関係については、やはり今私が答弁しましたような考え方でやっています。合理化の臨時措置法による新方式は、少しスケールが大きいので、不安定鉅害というものに若干時間がかかるというふうなこともございますので、やはり方としてはむしろかまひもありませんが、現在の安定鉅害あるいは打ち切りとの関係、そういうものについてはやはり一定の時期には金の配分を考えまして、不安定の関係は一応予測し得る資料に基づいてその分だけは将来に保留していく、そういう措置を實際問題としてとはとらざるを得ないのではないかと、その点保安の場合と合理化の場合とは、実際のやり方としては多少変えなければならぬというふうに考えます。

○滝井委員 やはり小さいところでも、浅いところを掘つておるわけです。保安にかかるようなところですから。だからその分は地盤沈下が早く、従つて安定も早いと思ひます。しかし、それにしてもやはり二年はかかるのです。それはどうしてかという、あなたの方首を振つていらつしやるけれども、筑豊炭田の実態を見ると、そんなに小さな炭鉱の横には、中小がやつておるのです。だから小さい炭鉱が保安をやめても、脱水陥落がけつり出てくるのです。だから、あなたの方がこれは安定しましたといつても、たとえば私自身のうちなんかでも、安定しましたと言われたんだ。ところが安定しましたと言われても、うちのへいが倒れるし、裏に大きい穴があいてくるのです。それをだれがしたんだといつても、だれかわからんことになるわけですね。そうしますと、あなたの方はこの法律によつて田口さんの方の事務の進捗をはかるといふことでお作りなつたけれども、実際は今言つたように、三者の話し合いがきちつとまとまるまではその金の配分をしないということになれば、不安定鉅害が一体どの程度に安定をしてくるかというこの見さかきをつけなければ、金の配分ができてぬことになる。なぜならば、があとと、うんと沈下してくるかもしれぬですから。そして、安定するまでは待たなければならぬ。それまでは金の配分はできぬということになれば、事務が進捗しないことを意味するわけですね。かえつてこれの方が事務は長引いて、田口さんを神経衰弱に陥れる原因になるわけですよ。だから、これはどうも、今井さんたちのこちらの考えになると、僕とずいぶん意

見が違ふのですね。あなたは簡単にいくとお思ひになつておられるけれども、それはいかぬのじゃないでしょうか。こころあたりで、田口さんの方の考え方を一つ、一体これで事務が進捗をしてお、うまく事務的にいって、今までよりもずっと能率的に処理ができるか。私、どうもできないような感じがするのです。

○田口参考人 この法案が通りましたら、昨には政令、省令あるいは業務方法書がおのずからきめられると思つたのですが、それに従つて合理化事業団の方としては事務の円滑な推進をはからなければならぬと、田口さんの方の考え方がおられますが、ただいままで私どもがいろいろと研究、準備しておりましたことは、今度の保安不良の炭鉱にいたしまして、新方式にいたしまして、根本は炭業権者が鉱害の処理をするのであるという建前を捨てていないわけですが、従いまして、今度大臣の勧告によつて廃止するといふ、保安臨時措置法に基づく閉山炭鉱、あるいは新方式による閉山炭鉱も結局のところは、当該炭業権者に鉱害の責任はあつたといふこととございまして、ただ、ただいま御指摘がございまして、中には悪質の炭業権者もございまして、また資力においても十分でないというよりな炭鉱もあるかと思ひますが、ただ、今御指摘になりました打ち切り賠償あるいは安定鉱害の復旧の問題、あるいはさらに不安定の問題につきましては、今度のこの法律によつていずれきまらざるであらう業務方法書を考えてみますときに、やはり弁済計画というものを一応立てなければならぬ。その弁済計画は炭業権者あるいは被害者の意見を十分尊重

しまして、弁済計画を一応立てる。この弁済計画を通産省の方に出しまして承認を得るといふことになつておられるのです。その場合に、次元的にいろいろ違いますから、十分その間の事情を勘案しなければならぬことはもちろんであります。その前にやはりこの鉱害については特に公示方式をとる。公示して、いつ何のときにどうなるか、その間に今度の不安定鉱害といふものもございまして、若干の時間がかかるのじゃないかといふことを非常に懸念しておられますが、これは鉱害の性質上いたし方ないといふように考えておられます。いずれこの問題については政令、省令あるいは業務方法書その他がはつきりきまつて参つておられますが、その辺において、御当局におかれましては十分配慮していただければと私も期待しておるわけでありま

○井手委員 関連してお伺いをいたします。今井手委員の質問は、私も同様の不安を持つものでありまして、田口さんはいずれということでありまして、が、いずれということでは、本日私どもは承知するわけには参りません。やはり基本方針だけは承つておかぬと、この法案を通すわけには参らないと思つておられます。重複するかもしれないと思いますが、一つ端にお伺いをいたしま

す。石炭局長にお伺いしますが、一定割合を留保するといふ一定割合とは、どのくらいをお考えでございませうか。貸金債務及び鉱害賠償債務を留保するため一定割合とはどのくらいでございませうか。

○今井(博)政府委員 まだ結論には到りませんが、五割ないし七割ないし七割程度を留保したいといふところで検討いたしておられます。○井手委員 五割ないし七割の範囲であるとお解しておきます。次に、貸金債務及び鉱害賠償債務といふのは、優先順位があるのか同列であるのか、その点をお伺いいたしたいと思います。○今井(博)政府委員 貸金債務につきましては、貸金債務が優先する、しかしそれは全体の交付金額の三割まで頭打ちである、その限度で貸金債務は優先する、あとは同列である、そういうこととです。○井手委員 そういたしますと、五割ないし七割のうち、全体の三割までが貸金債務が優先する、そうしますと、あと、五割ないし七割のうち、貸金の三割を引いた分は、鉱害賠償債務に全部充てられますか、あるいはその場合に、貸金との関係が生ずるのでございませうか、はつきりしておいてもらいたい。

○今井(博)政府委員 この合理化法の場合は、一定割合をリザーブいたしまして、その一定割合の三割が……

○井手委員 いや、違う。全体の三割。一定割合といふのは、五割ないし七割のうち三割では少なくなりますが、はつきりして下さい。○今井(博)政府委員 五割ないし七割のうち三割、保安の場合はリザーブ

がございませぬから、全体が一千万円といったしますと、そのうちの三割が貸金債務として優先する。今度の合理化法の場合におきましては、全体の金額の中で、まず五割ないし七割といふものを留保いたします。これはいかなるほかの債権よりも優先するということ、リザーブするわけですが、その中の三割といふものを、貸金債務としてまず確保して、残りにつきまして貸金と鉱害を同列に考える、こういうこととございませぬ。

○井手委員 そうしますと最低の場合、五割の三割ですから一割五分が貸金債務に優先して留保される。それからその残りの、最低の場合五割の七割、これは貸金債務と鉱害賠償債務と按分してやりますか、それはどうですか。○今井(博)政府委員 按分してやりませぬ。○井手委員 その按分する場合に、鉱害のものは、安定鉱害と不安定鉱害は通産局が認定をして、先刻田口さんがお話になりましたように、鉱害復旧を建前とした、工事を建前とした鉱害復旧の費用と、残り貸金の金額の割合、たとえば鉱害の場合は安定鉱害、不安定鉱害、これは鉱害復旧をするという建前で五百万円だった、貸金は三割を差し引いた七割は三百万円だったという場合には、その五百万円と三百万円の按分になりますか、そういう経過でございませぬか。○今井(博)政府委員 おおむね御指摘の通りですが、鉱害の方は、鉱害全体の量ではなくて、鉱害の金額の中で炭業権者の本来受け持つべき納付金部分というものと、先ほど申されました三割の貸金債務を引いた残りとの按分、こういうことになっておられます。○井手委員 そこで、井手委員のようものが、場合によつては五割賠償でございませぬか、しかし、場合によつては一、二割しか賠償ができないといふ結果になるのですが、それも予想されておるのですか。また、ついでにお伺いいたしますが、この場合は、例の公租公課なんかはどうなりますか。○今井(博)政府委員 この一定割合をリザーブいたしましたのは、公租公課等よりも、この一定割合の方が優先留保される、こういう考え方でございませぬ。それから、一般的には私は今の割合で十分目的を達し得ると考えておられます。○井手委員 きょうは法制局は見えておりませんが、公租公課の点は、この程度の条文で大丈夫ですか。○今井(博)政府委員 大丈夫でございませぬ。○井手委員 そうしますと、先刻お話をあつたように、私ども依然として不安を感じておられますのは、鉱害があるいは半分、あるいは二割しか賠償がでなかつたあとの部分、これは依然として炭業権者にあるといふお話ですが、それはもちろんそうでしょう。それで、それはもちろんそれでいいのですか。やむを得ないので、現状ではやむを得ないと思ひます。○井手委員 無過失賠償責任の最近の立法の進歩からいいますと、この考え方は若干後退しているのじゃないですか。場合によつては一定割合を留保す

とすることがございますから、相当考えてありますけれども、実際から考えますと、二割か三割しか賠償がでなかつた場合を考えますと、いわゆる無過失賠償責任という最近の立法の動きから見ますと、後退することになりませんか。実際それは、業者は払い切ることには困難でしょう。実際問題として一たん買上げたものは、これは買いつぶすまでは、とても困難です、鉱業権者の話を進めることは、理屈はそれで済めども、実際は絶対というほど困難です。

○今井(博)政府委員 無過失賠償責任というものは、これは鉱業権者が無過失賠償責任を負う、こういう意味ですから、その原則からはずれることには私にはならぬと思います。しかし実際問題として買取された、あるいは整理されたあとで賠償を鉱業権者がはたして払うか払わぬかという点は、一般の場合にはこれは払うかと思ひますが、極端な、滝井先生が御指摘になりましたような悪質な経営者においては、そういう懸念は一応あると思ひます。

○井手委員 悪質でない場合も、先刻お話があったように、ないそでは振れないのです。そこでもう一つ、保安の場合、鉱業権者は六百円でしたら、それから租賦権者は四百円だったと思ひますが、それで大体どれくらい賃金と鉱害が補償される見込みでございませぬか。

もう一点お伺ひしたいのは、先刻あなたも余ったものは鉱業権者に返すとおっしゃいましたが、これは鉱業権を買入らうというふうなことじゃなくて、やはり債務に充てるのが建前ですから、余ったものを返すにそれを残しておいて、過不足の場合にそれをプールし

て払うという考え方も必要ではないですか。たとえば金銭債務が少なかった、鉱害が少なかったという炭鉱に対して余ったものは返す、それは筋が通しませんけれども、片一方では買上げたために鉱害の賠償が非常に少なくなつた、賃金債務も十分ではなかつたというふうな場合があるわけですか、そういうもののために保留しておいてプールするというのを考へる必要はないのか、その点をお伺ひしたい。

○今井(博)政府委員 先ほどの返す場合は、この十一條でもって鉱害と未払い賃金の関係については十分それで解決されておるといふ見通しが確かな場合に、その残額を返すという意味でございまして、その場合には、その残額については返すのが当然じゃないかと思ひます。

○井手委員 田口さん、一つ聞いておいてもらいたいのですが、先刻の石炭局長の答弁です。五割ないし七割のうち半分は金銭債務に優先して留保される。その残りはその鉱害賠償の債務と賃金債務の金額に按分してきめる、その鉱害賠償については、それは安定を建前とした鉱害賠償の金額と賃金債務の残額を按分してやるといふ御答弁でございまして、その点ははしかとあなたの方でも記憶しておいてもらいたい。その点は一つはつきり返事をしておいてもらいたい。

○田口(博)参考人 承知いたしました。

○井手委員 そこでもう一つ実は例を申し上げますが、これは長い間、七年も八年も問題になっております。杵島炭鉱の問題です。私はこの問題は急急に追及しようとは考へておりませんが、

行政区域で賠償の区域を定められておるので、隣接の武雄にも鉱害があるにせよかわらぬ、それは全然触れられていないのです。触れられず、通産局が裁定して買上げを行なつたのです。今日に至つてはおもておりましたが、いよいよ最終段階にはなつておりますけれども、現実には国鉄では特別復旧工事として数千万円を投じてお復旧工事をやつたその地域に、いや、それは鉱害でない杵島炭鉱は突っぱねておる。あなたの方の福岡の支部のある課長が、最近になって、いや、鉱害じゃございませぬ、こんなもの、鉱害かと、暴言を吐いておる。その点は別の機会に追及したいと思つておるが、けしからぬ。しかしさういふたふりに一たん買上げて、さらに当然賠償を予想しなくちゃならぬところを除外しておつた。その鉱害の請求が今度やつてくる。しかしそれは予想していなかったから、あらためて事業団が金を出すと、炭鉱側が追加して金を出すと、これは、実際問題としてなかなか困難なんです。それでもめておるので、さういふことがさういふ場合にどうおるわけなんです。さういふ場合に、炭鉱からは、ある調査の、きまつた区域の鉱害の分だけしかあなたの方では預つていない、炭鉱はそれだけだと思つて全部きれいに清算してしまつた、新たに起こつたというが、前からあつた鉱害をあらためて相談した場合、なかなか金を出してもらへぬです。通産局では鉱害だとはつきり言つておる。現にもう何年も前、特別鉱害で工事をやつている地域なんです。さういふところがほかにあるのです。さういふ場合に、事業団も別に金を出

さなければならぬ、炭鉱もまた出さなければならぬはずであるけれども、今になって金を出すのは借しいやうな気がして、なかなか出すと言わない。さういふ場合はどうか救済するかといふことです。自分の方も悪うございませぬ、一つ政府の方も考へていただけぬか、住民が困るからといって、政府に何かの相談をなさる考へがあるのか、事業団だけでまかなおるとすれば、これはなかなか話がうまくいかないので、局長、さういふことが方々にあるのです。局長、さういふことが方々にあるのです。局長、さういふことが方々にあるのです。局長、さういふことが方々にあるのです。

○今井(博)政府委員 それは一般的にもよくある例かと思ひますが、やはりそれは鉱害の認定の問題だと思ひます。従つて、鉱害の認定について当事者の方でなかなか話し合ひがつかぬという場合には、通産局が中へ入つて、鉱害の認定についていろいろあつせんとか調査をいたしまして断を下すといふ以外に方法はないと思ひます。

○井手委員 さういたしますと、その断を下した場合、金をどこから出してもらえますか。何か先般の石炭業者の大会では、そんなものは払わぬといふ決議をしたさうですが、そんなことではないのですか。

○今井(博)政府委員 鉱害のケースによつて思ひますが、明らかに鉱業権者の方に鉱害の責任があるといふふうな判定が下りました場合には、これは当然に鉱業権者が出すべきものと思つております。事業団が買取した場合には、これは事業団が連帯責任を持って、これは一般債権の対象になる、さういふことにはなりません。

○井手委員 さういふ場合、先般の石炭業者の大会では、そんなものは払わぬといふ決議をしたさうですが、そんなことではないのですか。

○今井(博)政府委員 鉱害のケースによつて思ひますが、明らかに鉱業権者の方に鉱害の責任があるといふふうな判定が下りました場合には、これは当然に鉱業権者が出すべきものと思つております。事業団が買取した場合には、これは事業団が連帯責任を持って、これは一般債権の対象になる、さういふことにはなりません。

○今井(博)政府委員 鉱害のケースによつて思ひますが、明らかに鉱業権者の方に鉱害の責任があるといふふうな判定が下りました場合には、これは当然に鉱業権者が出すべきものと思つております。事業団が買取した場合には、これは事業団が連帯責任を持って、これは一般債権の対象になる、さういふことにはなりません。

○今井(博)政府委員 鉱害のケースによつて思ひますが、明らかに鉱業権者の方に鉱害の責任があるといふふうな判定が下りました場合には、これは当然に鉱業権者が出すべきものと思つております。事業団が買取した場合には、これは事業団が連帯責任を持って、これは一般債権の対象になる、さういふことにはなりません。

○井手委員 さういふ場合、先般の石炭業者の大会では、そんなものは払わぬといふ決議をしたさうですが、そんなことではないのですか。

○今井(博)政府委員 鉱害のケースによつて思ひますが、明らかに鉱業権者の方に鉱害の責任があるといふふうな判定が下りました場合には、これは当然に鉱業権者が出すべきものと思つております。事業団が買取した場合には、これは事業団が連帯責任を持って、これは一般債権の対象になる、さういふことにはなりません。

○今井(博)政府委員 鉱害のケースによつて思ひますが、明らかに鉱業権者の方に鉱害の責任があるといふふうな判定が下りました場合には、これは当然に鉱業権者が出すべきものと思つております。事業団が買取した場合には、これは事業団が連帯責任を持って、これは一般債権の対象になる、さういふことにはなりません。

○今井(博)政府委員 鉱害のケースによつて思ひますが、明らかに鉱業権者の方に鉱害の責任があるといふふうな判定が下りました場合には、これは当然に鉱業権者が出すべきものと思つております。事業団が買取した場合には、これは事業団が連帯責任を持って、これは一般債権の対象になる、さういふことにはなりません。

○滝井委員 そのときに一般債権が優先しますか。また、その三割ないし五割の残った一般債権の配分分については、被害の被害者が、百万円あったのに十万円しかもらわぬのだから、あと九十万円をわれわれももらいたいと言ってきた。それはもらえませんか、こう言っているわけですか。

○今井(博)政府委員 返済した分については、これは一般債権の対象でございますから、その場合にはやはり公租公課あるいはそういう抵当権が事実上優先する、こういうこととなります。

○滝井委員 そうすると、この制度はますます悪くなってきたわけです。今までの買い上げ方式というのは、とにかく金全部被害に充てるのが最優先だったわけです。未払い賃金だつてあと回しになったわけです。ところが今度は未払い賃金、これはいいですよ。われわれも、これは優先的にもらわなければならぬ。ところが今度は、次の被害というものは非常に虐待されることになって、被害よりも今度は一般債権の方が先になったんですよ。一般債権の方がむしろ、今度は確実なもの三割ないし五割とることになった。そうすると、筑豊炭田で――

筑豊炭田が一番被害が多いのですから、今度撤退作戦をやることになってから、その跡始末もせずに、やる限度というものを買い上げた限度というのに限って、そして終息してやろうというのですから、こんな不合理なものはありませんよ。これには私賛成できませんよ。きよ通すわけにいきませんと。それで被害者は踏んだり、けつたりですよ。これを帰って被害者に説明したら、今度は被害者が押しかけてきますよ。炭労が押しかけてくる

だけでなしに、今度は被害者が押しかけてくる。あとは被害者と相談しておやりなさい。悪質な山やその他は、政府としては、私的契約だからだめですと言いますが、そもそも下の穴を掘ることを許したのは、政府が許したんですからね。だから、無過失賠償責任というへんちくりんことを各社が勝手にきめていて、まるきり知らずに家を建てている、その下を掘って、陥没させて、百万円も被害を与えておいて、政府からくる金というものは、百万円のうち十万円しかないから、十万円であとは終わりで、こんなばかんなことはないですよ。これをわれわれがきよ通したら、われわれは筑豊に帰れぬですよ。だから被害者に対して、どんなことがあっても政府が責任を持つて、被害者の財産を差し押さえて、これは全部しりぬぐいをやりますよ。この法案は通りませよ。ところが、そうではない。これは今までもあまりにも被害者を優遇し過ぎていて、被害者が坑木屋とやつたのは私的の勝手な契約です。ところが家をこわされた被害者は、全く知らぬうちに自分の下を掘られたのです。私なんか自分の下を掘られて掘り終わってしまった、初めて自分の家の下を掘っておったということを知ったのです。深いところを掘るときには全然わからない。そして二年か三年してから初めて被害が来始めるから、これはおかしいなと思って調べてみたら、あにはからんや盗掘があったんやということなんです。全額を被害と未払い賃金に充てるというならば、いいけれども、今言ったように五割とか七割を充てて、あとは坑木その他が優先するということなら、この法案

は通すわけには参らぬ、私一人でもがらばって絶対通すわけにはいかぬですよ。

○今井(博)政府委員 ただいま議論がそこまで実はいっておりませんが、一般的な話を私は申し上げておいたわけなんです。ただいま御指摘になりましたよ。たまたま、そういう留保金額といいますが、交付金額よりも被害の方が非常にオーバースする、こういう事例につきましては、これは一種の例外的な事例である、こう考えまして、一般的には一定割合、こういうことでやりますよ、そういう場合にはやはり例外的な措置として金額を補償する、こういうことも十分われわれは考えておるわけでございますから、今までは一般的な制度として、そういう割合で一応できるんじゃないかということをお説明申し上げたわけでありませよ。

○滝井委員 私はそれだつたらど的一定割合のところを削除してもらいたいと思ふんです。少なくとも最優先的に未払い賃金と被害に全部充てる。今までもそんなんですからね。炭鉱にあっては坑木やその他というのは、火薬業者というよりなものもあらぬので、これは炭鉱と信用なくでやつたのですから、ところが普通の家屋の被害者は、約束なくでやつたわけじゃない。なるほど坑口を開くそばの人たちは約束なくでやつたかもしれぬけれども、二千メートルも三千メートルも先の方に家を建てておる人は、まさか下を掘るとは思わぬで家を建てておるわけですよ。だから、これは無過失賠償責任とおっしゃるわけです。従って、これは一定割合じゃなくて、交付金の全額をまず被害や未払い賃金に充て、そして残金があつた場合に初めて

やる、こういう方式にしておいてもらわなければ、これはとても納得できないです。政府は誤植の訂正をおやりにもたつて、それがよくなつたように変えてもらわなければ、とても私は納得できない。今でさえも、保安の方でよく国会はなんなものを通したと言われておるのに、こんなものを通して、われわれこれを持って帰って説明したら、炭鉱労働者と同じように、被害者が上がってきてすり込みますよ。これは、撤退作戦をやらずに、炭鉱が隆々とした日の勢いのおかげならぬというのでもいいです。われわれは炭鉱業者から取り得ます。しかし今、われわれがどんなに力をつけて取り得ないです。炭鉱業者から取るだけの力がありません。これは改悪の最たるものです。あまりにも被害者に温情を持ち過ぎるんですよ。これは炭鉱のための離職金も出すわ、無利子の世世払いのような交付金も出すわ、合理化資金、近代化資金も出すわという状態で、無過失のものがなら見舞金をやるんだといっておいて、被害者の方にはきわめて冷酷な、こう、片手落ちの政策じゃ困る。炭鉱の被害者には農家や何か多いんだから、自由民主党の支持者が多いんだ。炭鉱労働者は私の方だけではない。それにこんなものを持つて帰つてごらんください。押しかけてくることにも条文を読んでおかしなと思つておつたんだけれども、だんだん聞いてみるとますますはつきりしてきたので、そこは納得できません。

次は、炭鉱業者に保安の命令が出たときには、租賦権者は一体どうなるのか、あるいは炭鉱業者が自分の鉱区を抹消したときに、その炭鉱業者と租賦権者がどうなるのか。逆に租賦権者に命令が出たときに、あるいは合理化方式で買い上げられたときに、炭鉱業者との関係はどうなるのか、これを一つわかりやすく説明して下さい。

○今井(博)政府委員 租賦権者に保安の関係で命令が出た場合には、炭鉱業者には直接関係はございません。従つて租賦権が抹消される、炭鉱業者にそういう報告が出ました場合には、炭鉱業者が抹消いたします関係上、租賦権も当然抹消になります。こういう関係になると思ひます。それから合理化の場合も、これは報告はございませませんが、炭鉱業者を抹消する点におきましては保安と同様の関係になる、こうお考え願つてつけようであります。

○滝井委員 そうしますと、保安の場合でも合理化の場合でも、炭鉱業者が抹消されると租賦権も死ぬ。しかし租賦権が死んだ場合には、炭鉱業者が死ぬことはない。この場合に、両者お互いに同意をとることが必要ですか。たとえば合理化の方を見ますと、「租賦権の放棄の場合にあつては、その租賦権の放棄について採掘権者の同意があること」と。こうなるわけですね、この逆の場合……。

○佐藤国務大臣 だいたふ事務的な問題でもありますが、本来の被害復旧なり、いわゆる被害者に対する援護の方法、政府の考え方を明確にして御了承を得たいと思ひます。申すまでもなく、在来の例等から見まして、被害者に対する十分な救済ができていない、あるいは賃金の未払い等もそのままになり、そして事業経営者が政府からの買取金をそのもので跡始末しない、自分の収入だけで、跡始末

しない、こういふような事例が幾多あつたわけでございます。そういう意味からこれに対する対策としては、法制も万全を期すように考慮しなければならぬことは御指摘の通りだと思ひます。

そこで私も考えますのに、まず第一は、買取する、事業を廃止するその山の事情についての正確な調査をとること、いわゆる採掘の範囲なり、また被害の状況なり、過去の賃金の支払い状況なり、あらゆる正確なデータをつかんで、しかる上でこの廃止についての実施をやることは当然のことだと思ひますが、これが十分できておると、幾分か被害者に対する救済が、御指摘になつたような事態を起さぬで済みます。済みはしないか。そういう意味において事前の準備が非常に大事だといふことは、私も行政指導の面で可能なことのように思ひます。また今の法律に書いてあります一定割合を留保するといふ意味も、そういう意味で、わずかでもいいかもしませんが、場合によりましては全額、あるいは九割、そういうものをちゃんと確保するといふことが、買取あるいは鉱害復旧等を容易ならしめるゆゑんだ、かように考えますので、この一定割合は必ずしも厳格なものとは私思ひません。さういふ処置を事前にとりまして万道漏なきを期して参りたいと思ひます。この意味においての被買取者に対する行政指導、これを強化することは当然でありませう。しかして、なおかつその被買取者に能力がない、こういう場合もあるだらうと思ひます。そういう場合がたゞいまのような問題になるわけでございますが、いわゆる無資力認定制度、これを活用することによりまして、被

害者に対する救済なども十分な援護ができるかと私は確信をいたしますが、少なくとも非常な不都合は生じないような方法、その処置をとれるものじやないか、かように考える次第でございます。ただいま實際問題の処理について事務当局から御説明を申し上げましたが、非常に具体的な例についての御尋ねでございますので、この原則自身がいかにもくろつていられるかのような印象を与えたことはまことに残念に思ひますが、ただいまのような処置をとつて御了承いただきたいと思ひます。

○多賀谷委員 議事進行について。今滝井さんからいろいろ質疑がなされておるわけでありませう。これは現在の制度よりも、鉱害賠償については後退をすることは事実なんです。それで、今まで事業団がやつておりました困難な仕事を回避するといふ形が出てきておるのですから、これは今答弁がありませうけれども、質問者は納得しておられませんので、その取り扱いについて理事會を開いていただきたい、このことを要望いたします。

○有田委員長 それでは、暫時休憩することにしまして、直ちに緊急理事會を開きます。

午後三時三十二分休憩
午後三時四十一分開議
○有田委員長 休憩前に引き続き議を開きます。

未払い賃金並びに退職金に優先的に充当をする。そうするとその残りについては、鉱害とそれから未払い賃金に按分して処理をしていく。その場合に、鉱害に充当するものは鉱業者の納付金分に当たることになるわけですが、そうすると、五割ないし七割を充当するわけですから、あとに三割ないし五割が残る。このものが公租公課その他坑木代、火薬代とか社会保険料あるいは労災の保険料とかいろいろなものにいくことになるわけですが、それは、さいせんから言うように納得がいかない。その場合でも、田口さんの方で金を預かつておるんだから、最終的な鉱害の責任は私の方で持ちますといふことを言つてくれればいいのだが、それもなくなつていく。ということになれば、今度の新方式は鉱害の被害者にとつては踏んだけられたり、全く納得がいかにぬといふことなんです。そこでわれわれとしては、当然今までの例と同じように、未払い賃金が保安の方では鉱害に優先する限度を定めておるわけですよ。これも一体どの程度優先するのかわ、おそらく三割がこの優先額になるだらうと思ひます。そうしますと、さいせん交付金の一千万円を例をあげましたが、一千万円なら一千万円というものは鉱害と未払い賃金が最優先をする、そしてそれに充ててな残りがあるれば、これは一般債権に参りますという話ならば、まあ百歩譲つて泣き泣き譲らうかという気持ちにもなるのです。ほんとはさういふ気持は私はないのですけれども、しかしどうも、一定割合を先にするけれども、残りはもう未払い賃金も鉱害もその方へはもらいにくいことはできない、こういうことになる、ちよつと納得がい

かないのです。そこで、この鉱害と未払い賃金に交付金の全額というものをまず充当して十分処理する、そしてなお残りがあれば他のものに回すという理解ならばよろしい、一定割合というものは、一〇〇%の場合もあり得る、こういう考え方でよろしいかどうかという事です。

○今井(博)政府委員 一般的な例として五割ないし七割の留保でわれわれとしてはやり得ると考えておりますけれども、筑豊地区等につきましては、確かに鉱害のものがそれよりもはるかに上回るといふ事例があるようございまして、もちろんさういふ場合には全額を留保するといふことも当然の措置として考えております。

○滝井委員 これは大臣も間違いなくさう理解していただけますか。

○佐藤國務大臣 ただいま事務当局からお答えいたしましたことは、これはもう先ほど私お答えいたしました趣旨と同じ趣旨でございますので、もちろんさういふような処置をとりまして問題を起さぬようにしたい、かように考えております。

○滝井委員 そうすると、急いで質問を続けますが、さいせんは、鉱業者が保安にかかると、租賦権は当然今度ほだめになる、それから租賦権が保安あるいは新方式でいつた場合には、鉱業権は生きておるんだといふ答弁があつたわけですね。その場合に両者はお互いに同意をとらなければならぬかどうかといふ事です。それはこの合理化法では、租賦権の放棄にあつては、その租賦権の放棄について採掘権者の同意が必要になつておるが、逆に今度は鉱業者の場合には租賦権者の

同意をとらなくてもよろしいかといふことです。

○今井(博)政府委員 むしろその逆でございます。採掘権者が採掘権を抹消するといふときに租賦権が当然に抹消になりますから、それは租賦権者の同意が必要なんです。しかし逆の場合で、租賦権を抹消するといふだけの場合は、鉱業者の同意は必ずしも必要ではございません。むしろ滝井さんの場合と逆になると思ひます。

○滝井委員 そうじゃなくて、ここに出ているのは、租賦権の場合は鉱業者の同意を必要とするといふので、鉱業者の場合は法案その他に書いてないのですよ。だから尋ねておる。「租賦権の放棄の場合にあつては、その租賦権の放棄について採掘権者の同意があること。」と書いておるけれども、租賦権の場合は書いていないのですよ。租賦権者の同意を得るといふことが書いてない。だからおかしいから尋ねておるのです。

○今井(博)政府委員 それは鉱業法の八十条で当然に必要だといふことになつております。

○滝井委員 そうすると、鉱業者が抹消された場合の租賦権者の被害なり未払い賃金はどうなりますか。

○今井(博)政府委員 鉱業者が抹消されますと租賦権も当然に抹消されますので、従つて租賦権者が同意をいたしません場合に、採掘権者とその鉱害の問題なりあるいは賃金の未払いなりといふものの処理について、内部関係において、その同意の際にその処理についての契約が当然出てくるのが普通であらうと思ひますが、ただやはり実際の内部処理が円滑にいかないといふことも實際問題として予想されますので、

そりうの場合には、やはり租賦権も一緒にその整理の対象にして、これを円滑に処理するというのが実際上妥当かと考えます。

○滝井委員 これは大事なことで、念を押しておきます。その場合に鉱業権が保安にかかった、あるいは新方式で抹消をされるというときには、その子供に当たる租賦権についても、保安の措置なり、あるいは鉱業権の抹消を政府の方針としておやりになる、殺すときには一緒に殺す、こういう方針で行政指導をやっていくと理解して差しつかえありませんか。

○今井(博)政府委員 極力そりうの方針でやります。

○滝井委員 当然そりうの場合にはその租賦権についての交付金、それから労働者に対する離職金等は、やはりこの法律に基づいてきちっとやってみる、こう理解して差しつかえないですね。

○今井(博)政府委員 そりうでございます。

○滝井委員 その場合の、先ほど井手さんは四百円とおっしゃいました。この租賦権の抹消のトン当たりの代金は、保安の場合と、それから新方式の場合で、幾らですか。

○今井(博)政府委員 保安の場合にはトン当たり四百円、合理化による整理の場合にはトン当たり六百円でございます。

○滝井委員 租賦権ですよ。違うのでしょうか。

○今井(博)政府委員 保安の場合が四百円、それから合理化の場合が六百円、これはともに租賦権の場合でございます。

○滝井委員 そりうしますと、租賦権の場合は、新方式は半分になるわけですか。

ね。保安にかかった場合と同じ形になっていくわけですか。ここでもますます、経済力の弱い租賦権はどうにもならぬことになるわけですか、鉱害の復旧その他については、だから、六百円くらいではとてだめだ。こういう形になってくれば、政府は租賦権を絶対許してはならぬことになってくるわけですよ。この前も言ったように、今大手がだんだんと筑豊炭田から撤退作戦をやるにあたって、租賦権が第二会社へ行く。第二会社は、今度は労使の同意がお互いに成立しない限りだめだということになりまして、からいようなものだけれども、租賦権はそりうはいかぬです、鉱業法上きちっとできるわけですから。そりうしますと今度は、租賦権をお認めになれば、これは合理化に逆行することになるわけですか。こういう新方式でも租賦権は半分だということになれば、租賦権でやられたところの鉱害なり、未払い賃金というものは払えぬことになるわけですか。ここにまた一つ問題が出てくるわけですか。だから、そのようなものならば、鉱業権であらうと租賦権であらうと、どうせつぶすというなら同じにしてみたら、撤退作戦ですから、今も石炭の鉱業権者には政府がうんと金を貸しているのですから、炭鉱労働者を救い、鉱業権者を救うならば、やはり一緒に鉱害被害面も救うという政策が積極的に出てこなければならぬですよ。これは片手落ちです。これは力で文句を言う人がいないから、井手以誠や滝井義高、多賀真穂が少し言うだけだから、ということでは困ると思うのです。こういう点は、とても四百円や六百円じゃできやしないですよ。これは未払い賃金と両方やるのですよ。だから、こりう

り点についてもどうも納得ができない。今までは租賦権だって、田口さんの方で買上げたから、みんな見てくれたんですからね。どうもこれは、もう少し早く買問をしなければいかぬだったのですが、これは納得できない。

○今井(博)政府委員 従来の方式では、租賦権をそのまま買上げるということはやっておられませんので、今回は、こりう方式なら租賦権も対象にしたい得るということでもそりう道を開いたわけでありまして、租賦権の場合には一般的に、鉱業権と、直接やっておる場合と違ひまして、規模が非常に小さく、浅いところをやっておるわけでございますので、施設その他についてもやはりそれだけの、小回りのきく施設が大半でございます。やはりその程度の金額が妥当かと思えます。

○滝井委員 浅くて、業者が小さいだけに、実をいって被害は大きいのです。それは総体の金額は小さいけれども、被害は大きいのです。従って租賦権者にとっては大へんな負担になる。租賦権者の方は鉱業権者より、もっとやれないのです。結局これは無資力とかなんとかいうことになるだろうと思えますけれども、無資力や何かになったときは、これは大へんなんです。今井さんのところへお百度を踏まなければなかなかできないことになるわけですから、撤退作戦をおやりになるとするならば、もう少し親心のある政策を打ち出してもらわないと納得ができません。

それから、合理化法の三十三条では、金銭の支払いを受ける資格というものは、「買収の日以前三月以上引き続き従事していた鉱山労働者であつて、そ

の買収の日後二月以内に解雇されたもので、三十日分の離職資金を出すわけですね。この買収の日というのが非常に問題になって、はなはだしいのは、買収の日というものがずつと二年も三年もまららないのですから、従って、この離職金の恩恵を受ける労働者が非常に少なくなつた。指摘したように、大手のごときで、閉山をして全部の労働者を解雇しておいて、次に田口さんの方に買つてくれと出すのですから、そこには労働者はいないわけですから、閉山するといつても、まさか合理化にかけようとは思つていなかったのに、労働者の首を切つたあとに、閉山に、買上げてくれ、こりうの出たてきた。そこでわれわれは、けしからぬ、前にさかのほつて離職金を支払いなさいと言つたが、法律が買収の日となつてからどうにもならない。それを今度では三十五条の七で、「売渡しの申込みの日又はその交付金の交付の申込みの日又はその交付金の交付の申込みの日又はその交付金の交付の申込みの日以後当該買収の日又は当該交付金の交付の決定の日後二月を経過した日までに解雇されたものに対し」離職金をやる、こりうのことになつております。そりうしますと、これは前よりか幾分弾力が出たような感じがするのですけれども、大して変わらないです。これは今までの方式では困るということでないわけですか。さいせん言つたように、閉山をして、炭はありませんとつて労働者を首切つてしまつて、そのあとでいつの間にか売つてしまふ。そりうすると、お見舞金よりか少ない金をやればはいはずなのに、あに

はからんや、トン当たり千三百円で買うのですから、こりうよりさらに鉱業権者のためには至れり尽くせりの手を打つてやるが、被害者のためには何の救済の手も打つてやらないのが、政府の政策ですよ。だから私は、これではいけませんというのです。今度、保安のことになるとますますむずかしくなる。保安の調査に行く、これは大へんだというので、労働者が右往左往するわけでしょう。こりうの方は、あまりきつちつとしたあれがないわけですから、保安の十六条の方は、「鉱業を廃止したことに伴ひ解雇されたものに対し、こりうのことになるわけですか。だから、この線の引き方を一体どうするかという事です。できるだけ労働者に有利にしてみらぬと困る、こりうのことになる。この合理化にかかると、山がとにかく歩いておかなければだめなんです。現在田口さんの方に申し込んで、ポンプ・アップをしておる山は、二百万トンくらいでしよう。これは歩いておかなければ、ポンプ・アップしておかなければ、もう閉山をしてしまつたようなことになつて、買上げてくれなれないことになつてしまふ。ポンプ・アップしておるわけですか。そりうすると、去年かおととし申し込んで、ポンプで水だけ揚げておるといふところには、もう労働者はいないわけですか。ところが、申請は一年も二年も前にしているのです。ところがこれは三月月と二カ月だから、そんなものは空文になつてしまつたわけですか。そして、一体これはだれがもらへるかといふと、組夫です。組を作つておる何々組といふのがきて、ポンプで水を揚げていますよ。A鉱業株式会社の労働者じゃないのです。A鉱業株

はからんや、トン当たり千三百円で買うのですから、こりうよりさらに鉱業権者のためには至れり尽くせりの手を打つてやるが、被害者のためには何の救済の手も打つてやらないのが、政府の政策ですよ。だから私は、これではいけませんというのです。今度、保安のことになるとますますむずかしくなる。保安の調査に行く、これは大へんだというので、労働者が右往左往するわけでしょう。こりうの方は、あまりきつちつとしたあれがないわけですから、保安の十六条の方は、「鉱業を廃止したことに伴ひ解雇されたものに対し、こりうのことになるわけですか。だから、この線の引き方を一体どうするかという事です。できるだけ労働者に有利にしてみらぬと困る、こりうのことになる。この合理化にかかると、山がとにかく歩いておかなければだめなんです。現在田口さんの方に申し込んで、ポンプ・アップをしておる山は、二百万トンくらいでしよう。これは歩いておかなければ、ポンプ・アップしておかなければ、もう閉山をしてしまつたようなことになつて、買上げてくれなれないことになつてしまふ。ポンプ・アップしておるわけですか。そりうすると、去年かおととし申し込んで、ポンプで水だけ揚げておるといふところには、もう労働者はいないわけですか。ところが、申請は一年も二年も前にしているのです。ところがこれは三月月と二カ月だから、そんなものは空文になつてしまつたわけですか。そして、一体これはだれがもらへるかといふと、組夫です。組を作つておる何々組といふのがきて、ポンプで水を揚げていますよ。A鉱業株式会社の労働者じゃないのです。A鉱業株

式会社をやめるときに、今度はB直営組というふうなを作つて、その労働者にポンプ・アップその他、保安というのですか、撤退作戦をやる仕事をやらせるわけですか。そうすると、もともとその山の労働者ではなくて、全く違つたものが、その閉山をする時点においては、前三カ月、あと二カ月のときにはおるわけですか。その株式会社の本業の炭鉱の労働者でない人が、今度はこの離職金を受けることになるのです。だから私は、こういう抜け道を防ぐために、何か手を講じなければいけません。山は終掘りいたしましたと言つて、閉山をしたときにおつた労働者、その前三カ月あるいはあと二カ月に閉山をしたときかの労働者に恩典を浴させなければ、とてもこれではいかぬのです。これは何回も指摘をしたのですが、まだ変えてないわけですね。これは問題がありますよと指摘をしたのです。私は福岡のあれに行つて、一べん大げんかしたことがあるのです。労働者はみんなもらえない。もらえないのは、あとから入つた粗夫だけだ。こんなばかなことではない。それは大手ですよ。だから、田口さんの方に旧方式で申し込んでおつた炭鉱が、今度の新しい方式にみんな変わり始めたんです。今、新しい方式に変わるといふ意向を示しているものが、百万トンくらいありますよ。旧方式で八十万トンくらい申し込んでいたもの、のうち百万トンくらい、もう新方式に入りたいということなんです。そうすると、何ということはない、そこに働いておつた労働者というものは、この恩典に浴さないの

す。こういう盲点がこれにはあるのです。これは労働基準法だから、当然福永さんの方に関係があるわけですよ。こういう状態ですよ。だからもう少し福永さんの方も、合理化による閉山の未払い賃金、退職金、離職金の問題については、目を光らせてもらわぬと困るわけですよ。通産省が石炭業者となれ合いとは言いませんけれども、あなたの方が目を光らせておると、通産省もここらあたりをもう少しまぐやくすることになるのです。離職金だけはもらえらると思つて、みんな待ちに待ち望んでいたら、ところが、いよいよ山を買上げられてみると、君らだめだ、この法律によつてももらえないというので、みんな泣いておるのですよ。こういう買上げられるような炭鉱で、未払い賃金その他があるのですから、一カ月分というのと、一人について二万、三万の賃金なんです。大きいわけですよ。だから五百人も六百人もおりますと、何百万という金が出るわけですよ。だから、労働者は待望しておるのです。ところがいよいよ買上げられてみたらもらえないというので、われわれが食つてかかられる。何を先生たちはやほやしておつた、こりなるのです。だから、われわれは苦い経験をあまりにりてなますを吹くような辛らつた質問をせざるを得ないようなことになるのです。ここらあたりだつて、もう少し弾力的にやつてもらわぬことには困るわけですよ。

○今井(博)政府委員 この三十五条の七の金銭の支払いの条項は、従来の制度をちよつと変えたとおっしゃいますけれども、これはわれわれとしてはもう思い切つた大改正を実は加えたつもりでございませう。これによつて、今までいろいろ陳情など受けましたケースはほとんど救えると思ひますよ。ただ滝井さんのおっしゃいましたように、先に閉山してしまつて、それであとから事業団に申し込んできた、こういう事例については、実はちよつと規定のしようがないわけではございませう、そういうものは今後はいかぬぞというふうな行政指導をして、これに合わせるほかに方法がないのじゃないかというのが、実際問題としてのわれわれの考え方でございませう。ただ、先ほどちよつとおっしゃいましたように、事業団に申し込んであるもので新方式を希望しておるのが百万トン以上あるというお話でございませう、そういう場合には、この申し込んだ日というものを、新方式の場合においても尊重するという運用を行ないたいと思ひます。

○滝井委員 これは三カ月と二カ月としたのは、ほんとうは大体三カ月ないし二カ月あったならば事務が終つていく考え方がつたわけですよ。ところが実際に事務をやつてみたら、鉱害を調べて、そうして買上げの金額を内示するの、早くて半年ですよ。お前の山は価格どのくらいと内示するのが半年ですよ。おそかつたら一年以上かかるのです。鉱害があつたり、紛争があつたら、二年以上かかる。そうすると、労働者はほとんどこの恩典に浴さない。だから、この申し込みをしたらその恩典に浴する者が少なくなる。今後百万トンもこれに変わっていくということになれば、今の時点になるわけではしやう。この法律の通つた時点になつちまうのです。だから、ますます恩典がなくなるわけですよ。そうすると、この場合には、申し込みの日または交付の申請をしたというのを、前の旧方式のときにまで解釈をしてもらわぬことには、旧方式で申し込んでおつてもこつちがいいというのでこつちに申し込んだら、そのときになつちまうのですから、労働者は全然だめになつちまうのです。

○佐藤国務大臣 今滝井さんもお話しになつていらつしやるように、これの決定の時をさかのぼらせて、申し込みのとき、こりいことにいたしましたも、非常に悪意な経営者なら、一応首を切つておいて、そうしてポンプだけで揚げておいて、それも申し込みと同じことになつておるのです。やっぱり実際問題の処理として、そういう悪意あるものについて、鉱業権を消す一つのいい方法を考へるとか、あるいはまた、そういう罰的な考へ方をする前に、やはり真の労働者等に対して不都合をかもし出さないような行政指導をするということの方が、本筋じゃないでしやうか。今、その規定の仕方がないのじゃないかと思ひます。おそらくその申請をしたというにいたしましたが、その前にただいまのような悪意な経営者ならやるだろうと思ひます。それよりも、実際にその金が、未払い賃金その他が十分払えるような、そういう行政指導をすること、実態をつかむことが必要じゃないかと思ひます。またきめた以上、やはり行政事務を迅速に処理する、これはもう御指摘の通りだと思ひます。しかし運用の面におきましては、私も勉強しなければならぬ点があるようございませうし、先ほど来お話しになりました点を十分一つ注意して参りたい、かように考へております。

○有田委員長 蔵内修治君。○蔵内委員 大臣に一点だけ、合理化業務の促進についてお伺ひしたいと思います。御承知の通り、ただいま六百二十万トンの合理化が進行しておるわけでございます。それに対して、ワケ外に二百二十万トン近い申し込みがある。今度のこの改正案によりまして、新しい六百二十万トンの合理化方式が発足をしようとしております。そうしますと、現在六百二十万トンのワケ外にあるものが、大部分これに移行するだろうと思ひますが、それについて、三十七年度のワケが二百二十万トンであり、二百二十万トンしか予算措置が講じられていないということになりますと、この合理化はやはりさういふ面でも滞つてくるんじゃないかと思ひます。しかも合理化の促進という点については、あとの離職者対策との関連がございませうが、合理化を促進するといふ点において、このワケをもつとふやしていただいて、さらにこれに必要な予算措置、予算が通つた関係がございませうから、必要に応じては補正予算を組むという考へがあるかどうか、この点について大臣の所信を一点だけお伺ひしたいと思います。

態が起れば、もちろん政府は進んで補正の措置をとる考えております。

○有田委員長 岡田君、だいぶ時間が迫っております。初め四時に討論、採決に入る予定のところを、特に三十分延ばして四時半に討論、採決に入りませうので、簡潔にお願いたします。岡田利春君。

○岡田(利)委員 政府が先般石炭対策について閣議決定をしたわけであり、その閣議決定に閣議決定を、現在若干労使間に未解決の面がございますので、その点についてまず質問したいと思ひます。

閣議決定の内容は、政府が強力な調査団を編成して実態を把握し、答申をし、その答申に基づいて政府が閣議決定するまで、経営者は解雇は行なわれない、従つて労働者は紛争を起ささない、この閣議決定がなされておるわけですが、ところが、調査の結果が答申されて、政府が閣議決定に基づいて必要な措置を決定する、その決定をした場合には、それ以降では労使の紛争の問題——経営者はもちろん閣議決定は解雇ができるという解釈が成り立ちます。しかし労働者の場合には、当然その内容によつて、これは紛争が起きるかどうかということに必然的になると思ふのです。しかし、この調査団が答申をし、閣議決定をするわけですから、これは客観的に相当影響を持つということも当然のことだと思ふのですが、その後の労使の問題まで政府が規制をするという意図ではないかと私は解釈をいたしておるわけであり、それはあくまでも政府の決定に基づいて労使が話し合つて、いろいろそれらの問題についてどう処理するかということを含めるべきであつて、そ

れ以降すつと将来にわたつて労使休戦せよという考をいつておるのではないと思ふのです。この点については大臣の見解をお聞きしたいと思ひます。

○福永国務大臣 ただいまの点はおおむねおっしゃる通りだと私も考へております。ただしかし、せつかく権威ある調査団の答申があつて、これは尊重して政府がこれに対する措置を決定する、この措置を効果あらしめるといふ意味から、労使双方が話し合つて、なおこの上でも仲よくして、けんかをしないでおこうじやないかというような話し合いを両方がして、意見が一致すれば、これまたよろしいのでございまして、私どもは、それからあとと紛争は大いにやるべし、首は大いに切るべし、そういうことを考へておるのではないので、話し合いがつけばそれでけつこう。ただ私どもとしては、あの閣議決定にも「期待する」というような言葉を使つておられますゆえんものは、労使間でしかるべく協定をするように、このうちでございまして、それからあとと労使間でしかるべくお話し合いができればよい、できないことについては、われわれが、どうでなければならぬ、こういうことを申す筋合いのものではないと思ひます。

○岡田(利)委員 次に、調査団の答申に基づいて政府の方針決定後、実効ある措置がとられるまでの間、いわゆる閣議決定されて、いろいろこういうことを裏づけとしてやるといふことが行なわれるまでの間の問題であります。政府はこの場合、調査団の答申を尊重し、閣議で方針を決定する、閣議で方針が決定されたあとで、一応解雇停止の措置が解除されるわけですが、閣議決定に基づいて直ちに実施するもの

はそれを実施する、あるいはまた答申に基づいて法的措置が必要であれば、当然そういう議決も必要になってくるであらうと思ひます。補正予算が必要であれば補正予算を組まなければならぬでございませう。しかし、いづれにしても、これらが実施されるまでの間は、政府はその点の事情に合はして善処していくんだ、行政的に善処していく、こういう意味に私どもは理解しておるのですが、そういう理解でよろしいのですか。

○福永国務大臣 政府が措置を決定いたしましたも、直ちにこれを行政的に処理し得るものもありませんし、中には新たな立法を必要とするものも生じて参ります。さらにはまた、一年限りでなくて、年次計画等で数年にわたつて処置しなければならぬこと等もあるわけでございます。そういうようなことがいろいろございしますが、いづれにしてもそれら全体を、今度きめまして方針をいたしましたは、できるだけすみやかに推進していきたい、こういう考へております。

○岡田(利)委員 次に、今度の、新規の人員整理が行なわれぬ限り政府が期待するということ、四月の五日以降の問題だと思ふわけですが、それ以前に交渉中のものとか、すでに実施中のものについては、これはそのまま話し合いが続けられて、この問題は解決されるわけですが、新規の人員整理については、四月五日以降の話である、こういう理解でよろしうございませうか。

○福永国務大臣 四月五日というように考へております。

○岡田(利)委員 次に、経営者に対しては閣議決定されるまで人員整理を行なわぬように期待すると同時に、労働者側についてはそのための紛争行為が行なわれぬように同様期待をしておるわけですが、このことは、いわゆる人員整理に関連する問題に限つておられる、この私は理解するわけですが、それによつてよろしうございませうか。

○福永国務大臣 直接的にはそこに書いてある文字だけで関連していくわけでございますが、そういうようにして労使全体が政府にも強く要望し、政府もその気になつて石炭対策を講ずるのでございませうから、御質問の趣旨は、それに限るとはおつしやいますもの、そのほかの方では大いにけんかをしようではないかということでは、政府もなかなかこの石炭対策に力が入らないのです。でございませうから、そういう趣旨ではございませうが、どうぞ相なるべくはほかのこともなるべく仲よくやつてもらいたいものだ、こういうように私は考へております。

○岡田(利)委員 労使に対して政府は期待しておるわけですが、従つてこの裏づけとしては、当然労使の協定がなされなければならぬと思ひますし、そのことがまた前提であると思ふわけですが、そうすると、労使の努力と誠意が必要でありますけれども、当然政府としてもその点についてここに協定が確立されるように努力をする、もちろんもう話し合いが進められておりますし、これは協定が結ばれるものと私は見ておるわけでありませうが、そういう協定が結ばれるまで政府は責任を持つて協定が結ばれるように指導する、こういう考へ方であるかどうか、承つておきたいと思ひます。

○福永国務大臣 せつかくこういうことをききましたので、その趣旨の通りこのことが行なわれるように私も深い関心を持つて見守つておるわけでございます。そういうことが円滑に行なわれることを衷心期待しておるわけでございます。でございませうから、うまいかないようなことでもありませんが、政府も考へなければならぬと思ひます。これだけのことを政府がするということをよく認識されるならば、労使ともに政府の考へる通りの協定をすみやかにやつてくれるものと、私はこれは確信をいたしております。

○岡田(利)委員 最後に一つお聞きしておきますが、炭鉱における組夫の問題が、今の滝井委員の質問でも、ずいぶん問題になつてきておるわけですが、従つてこの閣議決定では、組夫の問題についてはそれぞれ「法の禁止する労働者供給事業に該当する場合の基準を明確にし、その基準に該当する場合の取締りを強化する」という閣議決定が実はなされておるわけですが、従つて、この意味というものは、坑内作業については職業安定法及び鉱山保安法上の見地から——本日鉱山保安法に上るわけでありませうが、この場合にも組夫の問題は、新たに法の改正として出されておるわけですが、従つて、そういう職業安定法及び鉱山保安法上の見地から考へて、縦坑掘き、起業工事等いわゆる採炭準備の間の一時的作業にこれは限られていくべきものだ、こういう理解を私は持つわけですが、従つて、そういうような趣旨を尊重して、労働者としてはこれらの具体化の基準を定めるのだ、こういう理解を私はいたしておるわけでありませうが、そういう理解でよろしうございませうか。

○福永国務大臣 私率直に申し上げます、今御指摘のようなことについては、非常に詳しくは存じないのでござい

います、今申されたことが中心であると考えておるわけでございます。その他のことはあまりなからうかと思つたのでございませう、今おっしゃいますたような考え方で労働省の行政当局に十分検討させ、善処せしめたいと思つた。

○岡田(利)委員 これ終ります、労働大臣、今の問題ですが、これはもちろんすでに組夫は使われておるわけですから、基準を作ることは簡単ですけれども、しかし、それを改め、基準に合わせることは拙速主義ではないかと私は思ふのです。すでに人が入つておるわけですから、人の問題ですから、基準を作ることは簡単であるが、基準に合せて指導するまでは相当時間がかかると思つたので、そのことを私どもも実は理解いたしておるわけです。しかしながら、現実の問題として組夫が半分、直轄が半分というふうな炭鉱もありますし、あるいは、坑内で公然と採炭あるいは掘進等の作業に、臨時夫という名目で使われているところも、実は大手炭鉱の中にあるわけです。そういう実情は当然明らかになされてくるわけです。従つて、臨時夫と組夫でありますから、直轄に切りかえれば一番問題はないわけです。しかし、そのこともできるかどうかといふいろいろな面もあろうかと思つたので、できるだけすみやかに基準を設定して、その基準に基づいてその方向に一つ早急に強い指導をしてもらいたいといふことを、特に要望いたしておきます。何かあれば、大臣から見解を聞きたいと思つた。

○福永国務大臣 ただいまの御要望に沿いますように、できるだけだけの行政指導を行ないたいと思つておられます。

○有田委員長 多賀谷眞澄君。

○多賀谷委員 閣議決定の第四の七号の「炭鉱離職者に対する失業保険給付の改善を考慮する」これはどういふ考慮をお考えになつておるかというのが一点、それから、現実の問題として、今、第二会社あるいは租賦権に炭鉱が移行した場合、その炭鉱労働者は長い間勤めておつた会社と一応縁が切れて、そうして次の新会社に移るわけですから、そういった場合、現在失業保険の給付の資格として、同一事業所に十年以上勤務した場合あるいは五年から十年未満の場合、あるいは一年以上の場合、おのおの違うわけでありませう。これは何らかの処置をしていただきたい。すなわちそういう場合に、一度も失業保険を受給したことのない、そうして会社が移行する場合においては、同一事業所と考へていただきたい。これをどういふふうにお考へであるか、お聞かせ願ひたい。

○福永国務大臣 前段の点は、当面行政行為でできる最大限のところまでやりたいと思つておられます。従来とも炭鉱離職者に対しては、御承知の通りの特別の措置もしておるのでございませう。最大限のところまでやるということになりますと、もう少しまだ残つておるところがあるようでありませう。これは行政措置として、法律の許す最大限のところまでは当面やりたいと思つておられます。それより先のことにつきましては、一つまた考へていただきたいと思つた。

それから第二段の点は、確かに法律を讀みますと、同一事業所に引き続き雇用された云々というふうな表現がしてある。これをそのままに讀んでしまつたかと思つた。讀むのは讀むのでござい

ますが、その通りにかたく解釈いたしまつと、今多賀谷さんの言われるように、労働双方が話し合つて第二会社を作つたといふような場合、これはよくよく深刻な事態の場合なんです、そういうことになつてから後に失業者になつたならば、非常な不利をこうむるといふようなことになつておるわけでございます。

しかし法律といふものは、こんな深刻な事態まで考へて、条文が全部が全部きめられておるとも私は言ひ切れぬよきな気がする。これは少し私にはあまり弾力を持ち過ぎた解釈かもしれないけれども、しかしわれわれが保険給付について改善を考へるといふ項目をわざわざ一項加へましたゆえんのも、この深刻な事態のもとにあつて炭鉱労働者が離職するといふ場合に、な

らたたいいようにしてあげたい、こういう気持であるのでございませうから、文字はこゝろでございませう、何とかあたたかい心づかいが行なわれるようなことを、私はぜひ検討したいと思つておるわけでございます。第二会社といふもの、逆に発展していくときに合併するとか、あるいはよりいい内容の会社になるといふときには、おおむね同一の事業という形において参りませうが、今は御指摘になつたように、確かに法人格としては別の会社といふこととでございませうが、しかし多分に同一事業的な、何といふか、そういう面もあるわけ、この点につきましても、これからはお研究も必要であらうと思つた。私には気の毒な労働者のためにといふことでぜひいい結論が出て、従つて今お話のございませうな措置がとれるようなことに努力をしてみたい。今直ちに、その条文が条文でございませうので、そういう

ますとまでは言ひ切れませんけれども、私といたしましてはできるだけのことをいたしたい、こう考へます。

○有田委員長 滝井さん、さつき社会党の理事の方とも相談したので、約束の時間が切れたのですけれども、特に許すのですから、きわめて簡潔にお願いいたします。

○滝井委員 簡潔にやります。それじゃ先に条文のことを尋ねます、この新旧対照表の条文の七ページをこらんにすると、二十五条の「業務の範囲」の中に「炭鉱離職者援護会に対する交付金の交付」といふのがありますが、炭鉱離職者援護会といふのは今なくなつておるわけなので、これはどうして雇用促進事業団に対する交付金の交付としないのですか。

○福永国務大臣 念のために申し上げておきますが、その事業は当然に雇用促進事業団が引き継いでおりますから、疑義は生じないかと思つた。

○滝井委員 わかりました。次は、もう一ぺんさいせんのところをちよつと念を押しておかなければならぬ。重要なところがあるから念を押しておくわけですが、一千万円の交付金をもらいます。そうしますと、その三割といふものは優先的に未払い賃金、退職金にいきます。そうすると、あとの残りについては、貸付と未払い賃金が按分することになる、その場合に、安定給付、不安定給付、打ち切り等は十分見きわめなければ金が払えない、こゝろおっしゃつたんです。その場合に、未払い賃金といふものは、交付金をもらったならば即刻、右から左に

○今井(博)政府委員 これは労働基準監督署の確認を得てやりたいと思つた。従つて、その確認がないと払えないといふことになりませう。

○滝井委員 それじゃ、確認があつたとして、三割といふものはもう頭から天引きです、これはきつちつときま

るわけですね。一千万円のうち三百万円はきつちつときままるわけですね。こゝろがさいせんの御答弁で、もし貸付も多

いといふことになると、残りの七百万円は未払い賃金と貸付に全部按分することになる。その場合に、按分をする七百万円については、安定給付、不安定給付、打ち切りがきまらなければ、未払い賃金の額がきまつてこないわけです。そこでその場合に、二段階になるわけですね。三百万円はきまつておるんですから、それは即刻右から左に払つてくれますか、こゝろいふことなんです。

○今井(博)政府委員 あとの分につきましては、やはり貸付の額がきまらな

いと払えない、こゝろいふことになりませう。

○滝井委員 そうしますと、前の分の三割についてはすぐ払えますね。

○今井(博)政府委員 すぐ払えます。

○滝井委員 わかりました。次は、そうしますと今度は、この交付金を受けた炭鉱は、この法律によつて、債務保証の弁済金の裏づけを受け

ておるわけですね。銀行に對し事業団から裏づけを受ける、あるいは整備資金の貸付をしてもらつておる、それから運賃の延納の債務の保証も受けておる、こゝろいふことですね。これは全部田口さんの方でやつておるわけですね。そうすると田口さんの方としては、これは何か担保をおとりになるのです

か。担保をとっておいてもらわぬと、さいげんの問題にまた帰ってくるんで、一千万円の交付金をやる。ところが田口さんの方は、金だけは払って、自分の保証しておるものをとらぬといふわけにはいかぬと思ふんですね。そうすると田口さんの方は、自分が金を握っておるから、おれの方が一番の優先権があるんだといっておとりになるんですよ。これはもうわれわれ経験がある。納付金を納めていない炭鉱が買上げてもらうためには、とにかく何よりも先に、公租公課よりも先に、納付金を納めなければ買上げぬといつて、それをとってしまふと同じように、今度の一千万円の交付金の中から、運賃の延納に関する債務保証をしておるから、これの担保をとっておく、それをとらなければいかぬだろうし、それから整備資金の貸付をやっておるわけです。退職金やなんかの貸付、あるいは鉱害の補償の貸付をやっておるんですから、それもとらなければならぬ。こうなりますと、田口さんの方に金をとられてして、あといかぬというおそれが出てくる。そこで運賃の延納についても、整備資金の貸付についても、債務保証の弁済金についても、田口さんの方は担保かなんかとおっておいてもらわぬと、交付金に重大な影響を及ぼしてくるわけです。この関係を一体どうするかということなんです。

○田口参考人 事業団では物的並びに人的担保をとっております。従いまして、今度は貸金未払い並びに鉱害補償の問題については優先しますから、その次の順位になります。

○滝井委員 そうしますと、その場合に、たとえば整備資金の貸付なり、運賃の延納に対する債務の保証をやる場合には、炭鉱は開発銀行その他から相当金を借りておきますから、担保力がほとんどないのです。だから五割くらいは保証では銀行は金を貸さない。八割でも貸さない。ここに入割となつておるが、八割でもより貸さないのです。そうすると、担保力はないわけです。担保力がなくても、あなたの方は運賃の延納に対する債務の保証は、大手はともかくも、中小はみなおやりになるわけですから、担保力がなくてもおやりになるわけでしょう。

○田口参考人 鉄道運賃延納につきましては、中小炭鉱については全部事業団が保証をいたします。ただ銀行の保証の問題につきましては、これから五〇〇の保証率あるいは八〇〇の保証率が今度実施されることになると思はれますが、そういうような炭鉱に対しては極力貸付保証を回避する、そういうふうな考えを持っておきます。また近代化資金についても同様です。

○滝井委員 そうしますと、これは整備資金の貸付その他が行なわれないこととなるわけですから、合理化は進まないわけですね。今大手でも退職金を払えぬために、三井でも合理化を延べおるのです。延べざるを得ないので、労働者一人について六十万、八十万、百万ですから、何十億という金が必要わけです。そうすると、担保力がなければ整備資金の貸付が行なわれないという事になりますと、これはそのまま合理化は進行しないということになるわけでしょう。今の炭鉱で担保力のある炭鉱は、中小にはほとんどないんじゃないですか。

○田口参考人 これはものによつてでございますが、たとえば債務保証の問題につきましては、極力人的担保、な

題につきましては、極力人的担保、なっておれば物的担保、こういうことになつておきます。それで一体担保力があるかないかという問題につきまして、一応担保順位がございまして、これは厳密にいつて、実際問題としては困難な場合も起きてくると思はれますが、今の炭鉱の大体のところは人的あるいは物的担保において、順位こそあと回しになつても、一応はとれる見込みじゃないかという考えです。

○滝井委員 だから私がさいせん問題にしたのは、そこです。おそらく田口さんの方としても、今度のこういう合理化法で整備資金の貸付とか、債務保証の弁済金等の問題が出てきたので、五割ないし七割を優先的に未払い賃金とか鉱害に払つても、あと五割ないし三割を確保しておかぬとどういふ問題があるという、伏線があつたと思はるんですよ。田口さんは現にやっておるのだから、今井さんと違つてころがあつたと思ふ。いわんや運賃の延納払いについては、結局担保をとらぬとすれば、田口さんの方がおそらく全部かろうことになるのです。そうすると、山は閉山しても、田口さんの方は借金の山しか残らぬということになります。そうなれば、私が今言つたように、鉱業権者のために借金の山を田口さんがかろうならば、からい一ついでに、被害者についてもやはりする必要があるという意見なんです。良民に被害を与えた鉱業権者のために借金をかろうならば、良民のために借金をやるというのが政治ですよ。あなたはそこは非常にシビアに考えておるのじゃない。だから、そこが問題だと私は思ふのです。これ以上申しませぬけれども、なかなか問題です。だから一応

この実施したあとの状態を見て、それが非常に異常な問題が出れば、佐藤さん、一つ責任を持つて、そのときあなたが総理大臣になつておられるかもしれぬけれども、そのときはなおかつこうですから、ぜひ一つこれは責任を持つて、あなたの時代にお作りになつた法律だから、あなたが政党内としておられる限りは、やはりわれわれに御協力を願つて、最後のきちつとした、筑豊炭田の撤退作戦に後顧の憂いなきように、立つ鳥跡を濁さずという形を作ること、ここににお約束だけを願つておきたいと思ふのです。

○佐藤国務大臣 もちろん今回、新しい制度でいろいろ実施にかかろうといふのでございませぬ。実施いたして参りますと、案外予想しないような事態も起るかも知れません。もちろん、運用その他によりまして本来の目的を達するようには、万遺憾なきを期して参りたいと思ひますけれども、ただいま御指摘になりますような事、たゞいまの処置をとりましても、なおかつ事態が解決されない、こういうようなことがございまして、その後の実施の後に参りましたも十分対策を立てて参りたい、かように考えておられます。

○滝井委員 それから一社一山の場合、あるいは租鉱権者なり、一社一山という部類に入るかどうか知らぬが、中小という場合に、交付金ではどうしてもまかなえないというときには、今までは無資力認定でやるといふことがなかなか困難なんです。今までも多分無資力認定でやつたのは、二億円をそこらくらいじゃないかと思ふのです。よほどの場合以外はやつていない。あとは本人が破産の宣告をしなければだ

めだ、こういうことなんです。ところが破産の宣告に追い込むためには、莫大な裁判費用を要するわけです。莫大な時日がかかるわけです。これでは、良民はみんな泣き寝入りになつてしまふ。従つてそういうような場合については、客観的に見てこれはなるほど妥当だといふときには、破産の宣告をしなくても、通産大臣の認定でやればできることのあるわけなんです。従つてそこは大胆率直に通産大臣の認定で、支払いの著しく困難なものとして、国がやはり臨鉱法でやるという建前を今後はとつていただきたいと思ふのですが、そういう点に対する御見解もあわせてお伺いしておきたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 無資力認定の問題につきましても、十分責任を持つて実情に合うような処置をとつて参りたいと思ひます。

○有田委員長 ただいま議題となつております三法案中、内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○有田委員長 これより石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について、討論に入ります。多賀谷眞裕君。
○多賀谷委員 私は日本社会党を代表いたしました。ただいま議題になつております石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に反対の理由を表明するものであります。
石炭政策の根本については、すでに本法案ができました昭和三十年においてわれわれは態度を明らかにし、石炭

鉱業安定法、すなわち根本的な開発あるいは販売の幅狭化の一元化その他について提案をしてきたわけであり、けれども、この基本的な問題については一応本日は論議いたしません。ここに改正案として提案をされております。いわゆる新方式なるもの、すなわち従来の炭鉱買取方式に加え、石炭鉱山整理促進交付金の交付方式による、いわゆる事業廃止を勧奨するもの、この方式について私は次の点において反対をいたしたいと思います。

先ほどから御議論がありましたように、本来買取方式をこの整理促進交付金制度に変えたというものは、これは私は政府並びに政府機関が責任を回避した、こういう一語に尽きると思っております。それは従来石炭合理化事業団が鉱害の賠償にあたって、なかなかその鉱害の処理が困難であったから、できればそれにかわるべきものとして、ここに新しい方式を新設したわけでありましたけれども、しかし、決して問題の根本を解決したものではありません。ただ事業団は楽になったでしょうけれども、その鉱害被害者というものは同じ状態に置かれる、いな、それ以上の状態に置かれるという事は、今まで説明のあった通りです。すなわち、従来の方式でいきますと、合理化事業団と旧鉱業権者は連帯債務の形になる。今度、新方式でいきますと、依然として廃止をいたしました鉱業権者が賠償の責任を負うことになる。そういういたしますと、被害者からいへば、廃止をするような炭鉱の鉱業権者に対する請求権というものは、権利はあつても、薄弱なるものになるわけですが、この点が十分解明をされてない。一応先ほどの質疑の中で、法第三十五条

の三の「政令で定める割合」というのが、一〇〇%まで考へるといふことであらうから、私たちは政府が今後どういふふうにするか、さらにまた、これによつても未賠償分の賠償が十分でない場合においては、無資力等による賠償として十分考慮するということであり、一応われわれはこれを今後とも監視をしていきたいと思います。しかし制度としては、われわれは納得できないものを感じるわけ

です。さらにまた、私たちは、鉱害の処理、なかなか従来のように継続中の炭鉱の鉱害の処理でなくて、終極山をいたします鉱害の処理につきましても、これは従来の方式よりさらに飛躍をして別の制度を考へる必要があるのではないかと、こういうような状態にきておるのでないか、このことを今後とも検討すべきことを政府に要望いたしたいと思います。

以上をもつて討論を終わります。

○有田委員長 伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 私は、ただいま議題になっております石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に反対をするのでありますが、この法律自体、一部改正されようと思はれ、この法の建前に私は根本的に反対です。というのは、政府はこの法律を中心にしたしまして、合理化目的を達成するために、炭鉱労働者の在籍一人当たりの能率あるいは単価を引き下げ、そのために経営者なり労働者の考へ方を全然考へることなくして、これを強引に今日まで強行してきておるといふことであります。そのために多くの炭鉱から出た失業者は、依然として深刻な不安な状態のもとに、炭田地帯

にとどまっておる。生活保護者はとてもなくふえてくる。これらの問題に対する解決は全く強硬策にすぎない。それから先ほど多賀谷委員から一部改正の鉱害の問題について議論をされていましたが、この鉱害の問題としてはいま進みます。さらにまた、たとえば鉱区が入り乱れておると、その地上の鉱害というものは、だれの鉱害であるかというのをなかなか判定をしない、何十年たつてもこれが解決されないで、被害被害者は泣いておるといふ点があります。こういう問題というものを、政府は責任を持って解決をしようとしておりません。たとえ

ば何人の鉱害であるかという事は、これを測量すれば直ちに判定のできるものも、甲の鉱業権者、乙の鉱業権者、そういうところ、気がねをしやらないという状態がたゞさんあります。そういうことであります。本法を中心にして、政府はみずからの目的を達成するためには、そういう地元に

もろもろの多くの問題があることを解決せずに、強引にやっております。これ自体に私どもは反対であります。そういう点から、やはりこの合理化によつて出てくる、買いつぶしによつて出てくる失業者の問題を、完全にこれを再就職をさせようという完全雇用の、この労働アンバランスを解決するということと同時に裏づけするところのものを出さねばならない限りには、われわれの法案に根本的に反対である。

それからまた、鉱害復旧においても、今私が申し上げたようなことをすみやかに裏づけされるということを保障されない限りには、われわれ反対である。さらにまた、不良炭鉱を買いつぶし、あるいは合理化を強行してやらすとかいって、鉱区の整理統合をするか、あるいは休眠鉱区の開発等をするか、それらについても全然、何年たつてもやろうとしません。そうすれば、結局炭鉱を、今の政府の行き方ですら、炭鉱はなくなってしまふ以外にならぬものである。でありますから、私はこの政府の目的を達成するために出てくる失業者の問題を完全に解決するといふ裏づけのない限り、それから鉱区の整理統合と休眠鉱区の開発をもつて、新たにそういう職場に再就職をやらすといふ裏づけのない限りには、またそういうことを保障されない限りには、私はこの法案の根本的な建前において反対であるということを明らかにいたします。

○有田委員長 これにて討論は終わりました。これより採決いたします。

○有田委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。(拍手)

〔賛成者起立〕

○有田委員長 次に、去る三月二十九日、質疑を終りました内閣提出、鉱山保安法の一部を改正する法律案を議題といたします。

なつておりますので、お知らせいたしておきます。

これより本案について討論に入るのではありませんが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○有田委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。(拍手)

ただいま議決いたしました両法律案の委員会報告書の作成につきましても、委員長に御一任願いたいと思はれますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十四分散会

〔参照〕

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)に関する報告書
鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四四号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

石炭対策特別委員會議録第十五号中
正誤

行 誤 正
一 三 三 坑道の掘き 坑道の掘き
三 三 坑内における鉱物 坑内における鉱物

第二類第四号

石炭対策特別委員会議録第二十四号

昭和三十七年四月九日

昭和三十七年四月十三日印刷

昭和三十七年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局